安平町
子育てガイドブック

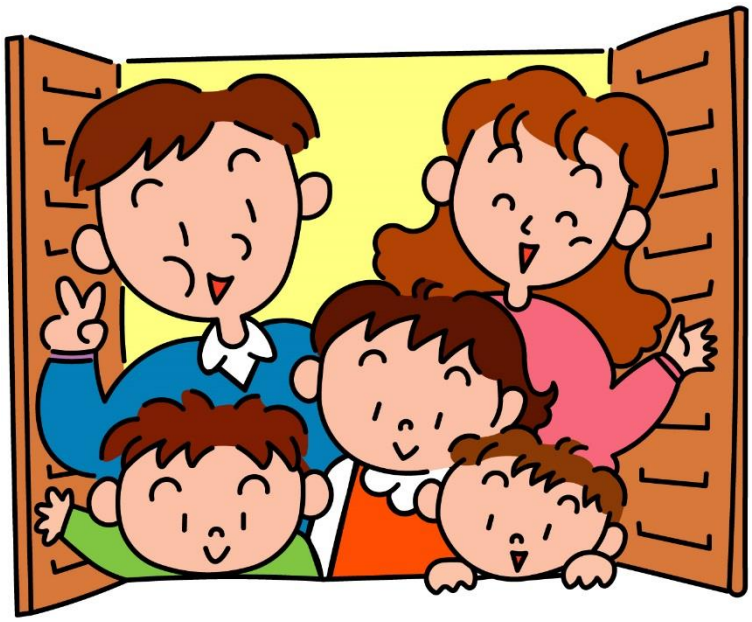

はじめに…

毎日の子育てがより楽しくなるように…初めての子育ての不安が少しでも軽くなるように…　安平町で子育てができて、良かった！と思ってもらえるために、子育てに役立つ様々な情報を集めた「安平町　子育てガイドブック」を作成しました。

子育てには大変なことがいっぱいありますが、お母さん・お父さんにはずっと素敵な笑顔でいつづけて欲しい！

安平町は、みなさまが安心して子育てができるようサポートをしていきたいと思います。

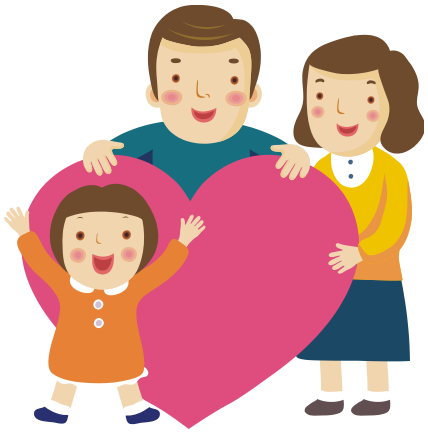

安平町は、平成 27 年３月に「安平町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

安平町の地で未来を担う子ども達が、心豊かにのびのびと元気に成長し、家族や地域が活力に満ちているまちを目指し、

「子どもにやさしいまちづくり」

を基本理念とし、この計画を推進していきます。この基本理念は、単に子どものみにやさしいまちを目指すものではありません。子どもにやさしければ、働き盛りの若者に、そして子育て世代の大人にもやさしく、高齢者にもやさしい。つまり、「みんなにやさしいまち」を目指して参ります。

《妊娠を望むご夫婦へ》 1
〇特定不妊治療費助成事業 1
〇大人の風しん予防接種助成 3
《妊娠したら・出産したら》 4
〇妊娠の届出（母子健康手帳の交付） 5
〇妊婦健康診査（妊婦健診受診券の交付） 6
〇新生児聴覚検査（新生児聴覚検査受診票の交付） 7
〇妊婦栄養指導 7
〇妊婦健診等の交通費助成 8
〇プレおや教室 9
〇出生届を忘れずに！ 9
〇ごみ袋の支給 10
〇出生時面接 11
〇低体重児届出（該当する赤ちゃんの保護者のみ） 11
〇養育医療費助成（該当するお子さんの保護者のみ） 12
〇新生児訪問（赤ちゃん訪問） 13
〇産後ケア事業 13
〇栄養食品支給事業（該当世帯のみ） 14
〇乳児健康診査 15
〇１歳６か月児健康診査 15
〇３歳児健康診査 16
〇５歳児健康診査 17
〇フッ化物塗布 17
〇フッ化物洗口 18
〇学童歯みがき教室 18
〇乳幼児健康相談 19
〇子育て相談 19
〇予防接種を受けましょう！ 20

〇子どものインフルエンザ予防接種料金助成 22
《安心・充実の手当や制度》 23
〇安平町出生祝金 23
〇妊婦のための支援給付事業 23
〇児童手当 24
〇児童扶養手当 26
〇出産育児一時金 29
〇国保加入手続き 30
〇子ども医療費助成 31
〇ひとり親家庭等医療費助成 33
〇重度心身障害者医療費助成 36
《しょうがいのある子どもへの支援》 39
〇身体障害者手帳の交付 39
〇療育手帳の交付 40
〇精神障害者保健福祉手帳 41
〇自立支援医療について 43
（１）育成医療 43
（２）精神通院医療 44
（３）自立支援医療の自己負担 45
〇障害児福祉手当 46
〇特別児童扶養手当 47
〇日常生活用具の給付 48
〇補装具費の支給 49
〇しょうがい福祉サービス 50
〇しょうがい児通所サービス 53
〇しょうがい者等及び特定疾患者等交通費助成 56
《子育て施設や各種事業》 57
〇認定こども園について 57

「こども園ってどんなところ？」 57
運営法人 58
入園までの流れ 58
〇はやきた子ども園 59
はやきた子ども園について 59
はやきた子ども園の概要 59
クラス編成 60
保育時間 60
一時預かり保育について 62
プレ教室「どれみ」 63
〇おいわけ子ども園 64
おいわけ子ども園について 64
おいわけ子ども園の概要 64
クラス編成 64
保育時間 64
保育料以外に必要な費用について 65
一時預かり保育について 66
延長保育について（保育園部対象） 67
〇はやきたゆきだるま保育園 698
はやきたゆきだるま保育園について 648
はやきたゆきだるま保育園の概要 648
保育時間 648
保育料以外に必要な費用について 658
〇保育料（両園共通） 69
保育料の決め方 69
幼稚園（1 号認定）※幼児教育無償化により、全員無料 70
保育所（2・3 号認定）※第２子半額、第３子無料 70

幼稚園／保育所共通事項 71
〇子ども発達支援センター 72
〇子育て支援センター 72
〇児童センター・児童館 73
〇放課後児童クラブ 74
〇放課後学習支援「まなび～」 75
《その他の子育て関連施設や事業》 75
〇子どもを預かって欲しいとき【町内の子育てサークル】 75
〇はじめて出会う絵本　～ブックスタートについて～ 77
〇早来学園まなびお図書室・追分公民館図書室 77
開室について 77
『本を借りるとき』 77
『返すとき』 78
〇読み聞かせ会 78
ありんこ会 78
赤ずきん 78
〇安平町学校給食センター 79
〇小・中学校 79
就学時健康診断 79
入学通知書 79
就学費の援助 79
災害共済 80
転校手続き 82
〇ＡＬＴ派遣事業 82
〇奨学金制度 83
《子どもの心身の健康のために》 84
〇夜間急病になった時の電話の相談（北海道小児救急電話相談） 84
〇休日や夜間に急な発熱や腹痛が起きたら 84

〇町内の病院案内……85
〇子どもへの虐待……87
子どもへの虐待って何？……87
虐待はなぜ起きるの？……87
子どもの虐待は、社会全体の問題です。……87
虐待の種類……87
通報・連絡および相談……88
〇安平町要保護児童対策地域協議会……88
〇子育て・教育・子どもに係わる相談……89

《妊娠を望むご夫婦へ》

○特定不妊治療費助成事業

「赤ちゃんを授かりたいけれど、なかなか授からない。」

不妊治療や不育症治療をして、赤ちゃんを授かる努力をするご夫婦への経済的な負担を、安平町が支援します。

保険適用不妊治療や保険適用外の先進的な不妊治療（以下「先進不妊治療」）を行った場合に治療費や交通費を助成するものです。

対 象 者

（１）不妊治療、先進不妊治療および男性不妊治療

・安平町に居住していること

・婚姻をしていて妻の年齢が 42 歳までの夫婦

（２）不育症治療

・安平町への申請前に北海道（苫小牧保健所）への申請を行っている方

・助成の対象となる検査・治療は次のとおりです。

①不育症の因子を特定するための検査

子宮形態検査、染色体検査、内分泌検査、抗リン脂質抗体検査、凝固因子検査

②検査結果に基づく治療

手術療法、着床前診断、抗甲状腺薬、甲状腺ホルモン剤、インスリン、低用量アスピリン療法、ヘパリン療法、カウンセリング

・治療する医療機関は産科、又は婦人科を標榜する国内の医療機関に限定されます。

事業内容

(1)助成対象

・妻の年齢が 39 歳まで

子ども１人につき６回まで助成

・妻の年齢が 40～42 歳まで

子ども１人につき３回まで助成

※６回の治療の後、次の子の不妊治療に挑戦するときの回数は、１回からに戻ります。

※不育症治療については、年齢による回数制限はありません。

⑵助 成 額

不妊治療及び男性不妊治療：保険適用後の自己負担分を助成

先進不妊治療：１回の治療当たり２０万円を限度に助成

不育症治療：１回の治療当たり２０万円を限度に助成

申請方法

［申請に必要なもの］

・治療に係る領収書
・助成金の振込先が確認できるものの写し
・申請者本人確認書類
・受診等証明書（先進不妊治療の助成を受ける場合）
・高度医療限度額適用認定証

［申請窓口］

（総合庁舎）健康福祉課　健康推進グループ

（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課　健康推進グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○大人の風しん予防接種助成

妊娠中に風しんになると、赤ちゃんが「先天性風しん症候群」という病気に感染することがあるので、ご夫婦で風しん予防をしっかりと行いましょう（予防接種後２か月は妊娠を控えてください）。

対 象 者

平成６年４月２日以前に生まれたご夫婦で、風しんの予防接種（または麻しん風しん混合予防接種）の接種回数が２回に達していない方（接種歴不明の場合も助成対象になります）。

事業内容

⑴助成対象接種回数　１回

ワクチンは風しん予防接種又は麻しん風しん予防接種ワクチンのどちらでも対象です。

⑵助成額

接種額の半額を助成します（ただし、町外で接種した場合は助成上限額があります）。

申請方法

医療機関で接種し、一旦全額を支払った後で安平町へ申請します。

［申請に必要なもの］

領収書、助成金振込口座がわかるもの

［申請窓口］

（総合庁舎）健康福祉課　健康推進グループ

（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課　健康推進グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

《妊娠したら・出産したら》

赤ちゃんが誕生し、新しい生命がこの世に生まれるとき。はじめての子育てに、お母さんはよろこびと不安が入り混じっていることでしょう。ここでは大まかな目安をあげています。子どもの発育のスピードはさまざまですから、おおらかな心でゆったりと見守ってあげましょう。また、乳幼児健診を受け、子どもの健康状態をよく知っておくことが大切です。

	赤ちゃんの様子	始まること	町のおもな保健事業
妊娠期		○妊婦健診	○妊娠届・母子健康手帳の交付 ○妊婦健診受診券交付 ○新生児聴覚検査受診票交付
誕生～1 か月		○新生児訪問	○出生時面接 ○妊婦交通費助成（1 か月健診終了後）
2～3か月	○見て笑いかける ○声を出して笑う	○法定の予防接種 ○町の乳児健診	予防接種 ※生後６週間～5 歳まで続く 乳児健診・乳児健康相談
4 か月	○見たものを目で追う ○首がすわる		
7～8 か月	○寝返りをする ○物を掴もうとする ○お座り（一人座り）をする ○人見知りし出す		○乳児健診
12 か月	○つかまり立ちからつたい歩きへ	○フッ化物塗布	○乳児健診 ○フッ化物塗布
13 か月	○ひとり歩き		
1 歳６か月	○自我がめばえ、ことばが出る		○1 歳６か月児健診
3 歳	○生活習慣が身につく ○コミュニケーションがとれる		○3 歳児健診

５歳	○はさみや鉛筆を上手に使える ○ルールのある遊びができる ○集団行動ができる		○5 歳児健診

子どもの成長の早さはみんな違うものです。あせらずにわが子の成長を見守り家族みんなで協力しあって子育てしましょう。

○妊娠の届出（母子健康手帳の交付）

妊娠がわかったら、または妊娠したと思ったら安平町に届出をします。

届出時期

病院を受診して妊娠がわかったら安平町へ妊娠の届出をします（病院受診前でも届出はできます）。

内　　容

届出のときに体調や生活の状況をうかがいます。不安なことがありましたら、この時にご相談ください。その後、母子健康手帳を交付します。

また、届出をした方にはマタニティマークのキーホルダーも差し上げています。

このマークは、妊娠初期は外見から妊婦さんであることが分かりづらいため、妊婦さんにつけてもらって周囲が配慮をしやすくするために作られたマークです。

届出方法

届出は原則として妊婦さん本人が行ってください。

［届出に必要なもの］

妊婦さんのマイナンバーがわかるもの、病院を受診して、病院から書類を受け取っている場合はその書類

［届出窓口］
（総合庁舎）健康福祉課　健康推進グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課　健康推進グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○妊婦健康診査（妊婦健診受診券の交付）

妊娠がわかってから定期的に行う妊婦健康診査の費用の一部を助成します。

対 象 者

妊娠の届出をした方、または妊娠中に他の市町村から転入した方

事業内容

道内の産科医療機関で使える健診受診券を交付します（里帰り等で道外で受診した方には助成制度があります）。

交付枚数は妊婦健診受診券が 14 枚、超音波健診の受診券が 11 枚です（転入の場合、受診を済ませた回数分は交付されません）。

国の基準では標準的な妊婦健診受診回数は 14 回、超音波健診の受診回数は 4 回と定められていますが、安平町は独自に超音波健診の受診券の枚数を 7 回分追加して 11 枚交付しています。

交付方法

妊娠届と同時に受診券を交付します。受診券の交付手続きは不要です。ただし、転入の場合は即日交付できない場合がありますので、次回の健診受診日をご確認のうえ届出をしてください。

［届出窓口］
（総合庁舎）健康福祉課　健康推進グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課　健康推進グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○新生児聴覚検査（新生児聴覚検査受診票の交付）

生まれた赤ちゃんの聴覚検査の費用の一部を助成します。

対 象 者

新生児の保護者

事業内容

道内の産科医療機関で使える新生児聴覚検査受診票を交付します（里帰り等で道外で受診した方には助成制度があります）。

交付方法

妊娠届と同時に受診票を交付します。受診票の交付手続きは不要です。ただし、転入の場合は即日交付できない場合があります。

［届出窓口］
（総合庁舎）健康福祉課　健康推進グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課　健康推進グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○妊婦栄養指導

妊娠中に食事に関するアンケートを実施します。保健師・栄養士からトラブルなく妊娠中を過ごし、無事に出産をするためのアドバイスをします。

対 象 者

安平町に住む妊婦さん

事業内容

妊婦さんに食事に関するアンケートを記入してもらい、その回答内容に応じて町の保健師と栄養士が訪問や郵送によるアドバイスを行います。

実施方法

安平町からご連絡を差し上げます。

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課　健康推進グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○妊婦健診等の交通費助成

町内から町外の産科医療機関を受診するときの交通費の一部を助成します（自家用車の通院も助成の対象です）。

対 象 者

安平町の妊婦健診受診券の交付を受け、通院する妊婦さん（里帰り先の受診（妊婦健診・１か月健診）や救急搬送は助成の対象外です）。

事業内容

最大で妊婦健診 14 回分、出産時 1 回、1 か月健診時 1 回の合計 16 回分の交通費の一部を助成します。助成額は一律で 1 回につき往復 1,430 円です。なお里帰り先の受診の方で出産時 1 回分の交通費を助成します。

申請方法

1 か月健診終了後、次のものを持って安平町に申請してください。

［必要なもの］

母子健康手帳、助成金の振込先がわかるもの

※出産前に転出するときは、転出の際に安平町へ申請してください。

なお、郵送での申請も受け付けますので、詳細は下記問合せ先へご連絡ください。

［申請窓口］
（総合庁舎）健康福祉課　健康推進グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課　健康推進グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○プレおや教室

無事に赤ちゃんを出産するために、妊娠中の生活の疑問に答えたり、ママ友を作ったり、パートナーも一緒に参加できる教室です。

対 象 者

安平町に住む妊娠９か月までの妊婦さんとそのパートナー

事業内容

妊娠中の歯の健康と栄養についてのお話や試食、助産師さんによる沐浴実習、お父さんの妊婦体験を行っています。参加は無料ですが、事前に申込みが必要です。

申込方法

該当者には安平町から個別に連絡を差し上げますので、電話でお申し込みください。

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課　健康推進グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

☆子どもが生まれたら

○出生届を忘れずに！

子どもが生まれたら、出生の届出をしましょう。

対 象 者

届出人は、原則として「父」または「母」となります。

届出方法

生まれた日から数えて１４日以内（１４日目が土・日曜日の場合は次の開庁日まで、祝日の場合は翌日まで）に届けてください。

必要なもの

・医師・助産師等が作成した出生証明書がついた出生届
・母子健康手帳（手帳に無料で出生証明をします）

注意事項

・赤ちゃんの名は、人名用漢字・常用漢字・ひらがな・片かなの範囲に限られています。
　また、氏名のフリガナについては、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」との規律が設けられました。
　例えば、⑴漢字の意味や読み方との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方（例：太郎をジョージ、マイケル）、⑵漢字に対応するものに加え、これと明らかに異なる別の単語を付加し、漢字との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方を含む読み方（例：健をケンイチロウ、ケンサマ）、⑶漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方であったり（例：高をヒクシ）、漢字の持つ意味や読み方からすると、別人と誤解されたり読み違い（書き違い）と誤解されたりする読み方（例：太郎をジロウ）など、社会を混乱させるものや、差別的・卑猥・反社会的な読み方など、社会通念上相当とはいえないものは認められないものと考えます。
・赤ちゃんが外国人でも日本国内で生まれた場合は届出が必要です。
・赤ちゃんのマイナンバーは、出生届をしてから３週間程度後に郵送（簡易書留）で個人番号通知書が送られてきます。

この情報に関するお問合せ先

　税務住民課　戸籍グループ
　　電話番号　　0145-22-2940
　　メールアドレス　koseki@town.abira.lg.jp

○ごみ袋の支給

　子育て中の保護者の経済的軽減を図るため、家庭ごみ有料化に伴う有料指定ごみ袋（もやせるごみ用 20 ﾘｯﾄﾙ）の支給をします。

対 象 者

　安平町内に住所を有する方で、紙おむつを日常的に使用する３歳未満の乳幼児と同居している保護者。

内　　容

　年度内に乳幼児一人当たりが使用すると算定した枚数 120 枚（1 か月 10 枚）を限度として、有料ごみ袋（もやせるごみ用 20 ﾘｯﾄﾙ）を支給します。

申請方法

出生や転入の届出がありましたら担当窓口へご案内します。申請は安平町に備え付けの申請書に記入・押印します（印鑑が必要です）。３月分までのごみ袋を一括して支給します。４月以降の分は該当者へ役場からお知らせします。

この情報に関するお問合せ先

税務住民課 生活環境グループ
電話番号　0145-22-2940
メールアドレス　k - eisei@town.abira.lg.jp

☆出生届の際、赤ちゃんの様子をうかがいます

○出生時面接

出生届出時、安平町こども家庭センターの保健師がお話をうかがいます。

対 象 者

出生の届出をされた方（他の市町村で届出をされた方は別途ご連絡します）。

事業内容

産後の様子や里帰り先から帰る時期、新生児訪問（赤ちゃん訪問）の日程等をうかがいます。また、不安なことやわからないことも遠慮なくお話しください。

この情報に関するお問合せ先

安平町こども家庭センター（健康福祉課　健康推進グループ）
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○低体重児届出（該当する赤ちゃんの保護者のみ）

出生時面接の時、母子健康手帳の記載を確認し届出をしていただきます。

対 象 者

出生の届出をされた方のうち、出生時体重が 2,500ｇ未満の赤ちゃん

事業内容

[届出に必要なもの]

お母さんのマイナンバーがわかるもの、赤ちゃんのマイナンバーがわかるもの（赤ちゃんのマイナンバーは後日発行され次第で結構です）

［事業内容］

届出があった赤ちゃんは、必要に応じて新生児訪問等により保健師が成長の確認や今後のアドバイスを行います。不安なことやわからないことがありましたら、随時お話をうかがいます。

［届出窓口］

（総合庁舎）安平町こども家庭センター（健康福祉課　健康推進グループ）

（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問合せ先

安平町こども家庭センター（健康福祉課　健康推進グループ）

電話番号　0145-29-7071

メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○養育医療費助成（該当するお子さんの保護者のみ）

医師から「養育のために入院が必要」と診断されたお子さんの医療費を助成します。

対 象 者

医師から養育医療の診断を受けたお子さん

事業内容

医師が指定する入院期間に受けた治療費（保険診療の自己負担分）を助成します。

治療費の助成を受けるためには、あらかじめ安平町に申請し、養育医療券の発行を受けて、病院へ提示します。

ただし、所得状況に応じて自己負担が生じますが、安平町子ども医療費（またはひとり親家庭等医療費）の助成を受けている方は、自己負担分を安平町の助成制度から負担します（食事療養費等の保険診療以外の分は自己負担として残ります）。

申請方法

医師から診断を受けたら速やかに、次のものを持って安平町に申請してください。

［必要なもの］

養育医療意見書（医師が記入するもので用紙は安平町にもあります）、母子健康手帳、助成金の振込先がわかるもの、転入者の場合は所得課税証明書

申請前に転出するときは、転出の際に安平町へ申請してください。なお、郵送での申請も受け付けますので、詳細は下記問合せ先へご連絡ください。

［申請窓口］
（総合庁舎）健康福祉課　健康推進グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課　健康推進グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○新生児訪問（赤ちゃん訪問）

赤ちゃんのいるご家庭を保健師が訪問して、発育の様子を伺います。

対　　象

生後２８日以内の赤ちゃんがいる家庭

事業内容

保健師が訪問して健康管理や育児相談をします。心配なことや不安なことがあれば相談してください。

実施方法

出生届提出のときに、訪問の日程を伺います。

この情報に関するお問合せ先

安平町こども家庭センター（健康福祉課　健康推進グループ）
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○産後ケア事業

初めての出産で不安のある方、家族の支援が足りずに困っている方を対象に助産師がサポートする事業です。

対　　象

安平町に居住する産後１年未満の母子、家族等から十分な支援が受けられずお困りで医療措置が必要ない方

事業内容

母子の心身のケア、授乳指導と相談、育児指導と相談を行います。産後１年を経過するまで１０回を限度に利用できます。

【訪問型】助産師が自宅を訪問し、ケアを実施します。

【通所型】母子が助産院へ行き、ケアを受けます。昼食を食べて過ごすこともできます。

申請方法

下記の申請窓口へ申請してください。

［申請窓口］

（総合庁舎）健康福祉課　健康推進グループ

（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問合せ先

安平町こども家庭センター（健康福祉課　健康推進グループ）

電話番号　0145-29-7071

メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○栄養食品支給事業（該当世帯のみ）

１歳未満の乳児の健康保持を目的に、支給要件に該当する世帯に粉ミルクを支給します。

対　　象

生後４か月から１１か月までの乳児がいる次の⑴～⑷のいずれかに該当する世帯

⑴双生児以上の子どもが生まれた世帯

⑵母子・父子世帯

⑶町民税非課税世帯

⑷肝炎やＨＩＶ等の感染症のキャリアで授乳できない母がいる世帯

事業内容

申請により粉ミルクを支給します。なお、支給開始は申請があった月の分からになりますので、申請を忘れないようご注意ください。粉ミルクは業者から後日配達となります。

申請方法

下記の申請窓口へ申請してください。ただし、感染症のキャリアの方に限り証明できるもの（母子健康手帳の記載ページの写し等）が必要です。

また、現在使っている粉ミルクの銘柄をお尋ねしますので、代理のご家族が申請されるときは確認のうえおいでください。

［申請窓口］
（総合庁舎）健康福祉課　健康推進グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課　健康推進グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

☆子どもの成長を見守りましょう（乳幼児健診について）

○乳児健康診査

赤ちゃんの成長を確認するため、１歳１か月までの間に３回の健診を実施しています。

対 象 者

生後３～4 か月、7～8 か月、12～13 か月の乳幼児

事業内容

医師による診察、計測、育児相談、栄養相談、歯科相談を行います。

受診方法

受診の時期が来ましたら、対象となる方に安平町から個別にご案内を送ります。
この時期に里帰り中で町内にいない方はご連絡ください。

［受診場所］
（追分地区）ぬくもりセンター
（早来地区）保健センター

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課　健康推進グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○１歳６か月児健康診査

国が定める健診です。おもに身体面・精神面・言語面の成長発達を保護者の方と一緒に確認し、子育てを支援します。

対 象 者

１歳６か月～８か月の幼児

事業内容

医師による診察、身体計測、育児相談、栄養相談、歯科健診、歯科相談、発達相談を行います。

受診方法

受診の時期が来ましたら、対象となる方に安平町から個別にご案内します。

［受診場所］

（追分地区）ぬくもりセンター

（早来地区）保健センター

この情報に関するお問合せ先

安平町こども家庭センター（健康福祉課　健康推進グループ）
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○３歳児健康診査

国が定める健診です。身体面・精神面・言語面等の成長発達を保護者の方と一緒に確認し、子育てを支援します。

対 象 者

３歳～３歳２か月の幼児

事業内容

医師による診察、身体計測、視力・聴力の確認、尿検査、歯科健診、歯科相談、育児相談、発達相談を行います。

受診方法

受診の時期が来ましたら、対象となる方に安平町から個別にご案内します。

［受診場所］

（追分地区）ぬくもりセンター

（早来地区）保健センター

この情報に関するお問合せ先

安平町こども家庭センター（健康福祉課　健康推進グループ）
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○５歳児健康診査

３歳児健診から就学時健診までの間の身体面・精神面等の成長発達を保護者の方と一緒に確認し、これから始まる学校生活へつなげます。

対 象 者

４歳 10 か月～5 歳 2 か月の幼児

事業内容

医師による診察、栄養相談、発達相談、歯科健診、歯科相談、視力検査、身体計測、育児相談を行います。

受診方法

受診の時期が来ましたら、対象となる方に安平町から個別にご案内します。

［受診場所］

（追分地区）ぬくもりセンター

（早来地区）保健センター

この情報に関するお問合せ先

安平町こども家庭センター（健康福祉課　健康推進グループ）
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○フッ化物塗布

安平町が独自に実施する歯科保健事業です。半年に１度のペースで歯にフッ化物を塗ることで、むし歯予防の効果を高めます。また、フッ化物を塗るだけでは予防が不十分なので、同時に歯科衛生士による歯磨き指導や、むし歯になる食べ物のお話しをします。

対 象 者

１歳以上（または歯が８本以上はえている０歳児）

※歯が８本未満の０歳児で、フッ化物塗布を希望される場合は、ご相談ください。

事業内容

歯科医師による歯科健診と、歯科衛生士によるむし歯予防の指導を行います。

受診方法

半年前に受診した方には受診の時期が来ましたら安平町から個別にご案内を送ります。

新規でお申し込みされるときは、安平町へご連絡ください（新規の申し込みについては広報誌でお知らせします）。

［受診場所］

（追分地区）ぬくもりセンター

（早来地区）保健センター

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課　健康推進グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○フッ化物洗口

安平町では、歯の質を強くしてむし歯を予防するために、年中児童から中学生までを対象にフッ化物洗口を実施しています。

この情報に関するお問合せ先

教育委員会　学校教育グループ
電話番号　0145-29-7036
メールアドレス　gk-kyouiku@town.abira.lg.jp

○学童歯みがき教室

小学校と安平町が連携して実施する歯科保健事業です。

対 象 者

安平町内に居住する小学生

事業内容

年に１度、各小学校へ保健師と歯科衛生士が出向き、学年ごとに学校の保健の先生と一緒に歯磨き指導や歯の健康についてのお話をします。

実施方法

各小学校から連絡を差し上げます。

この情報に関するお問合せ先

教育委員会　学校教育グループ
電話番号　0145-29-7036
メールアドレス　gk-kyouiku@town.abira.lg.jp

健康福祉課　健康推進グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○乳幼児健康相談

年に３回、乳幼児を対象に育児相談や調理実習を行います。

対 象 者

２か月～１歳６か月の乳幼児

事業内容

離乳食の作り方などの実習のほか、身体計測、育児相談、栄養相談を行います。お子さん同士を遊ばせたり、お母さんの仲間づくりのため気軽にお越しください。

実施方法

時期が近づきましたら広報でお知らせしますのでお申し込みください。

［実施場所］

（追分地区）ぬくもりセンター

（早来地区）保健センター

この情報に関するお問合せ先

安平町こども家庭センター（健康福祉課　健康推進グループ）
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○子育て相談

子どもの心身の発達や育児について、保健師等が配置されている安平町こども家庭センターの職員が相談に応じます。

対 象 者

安平町内に居住する方

事業内容

心身の発達などで心配なことがありましたら、保健師等が随時相談に応じています。

実施方法

お電話や訪問による相談を受け付けています。あらかじめお電話で相談予約をしていただくとスムーズに相談できます（下記お問い合わせ先電話番号へお電話ください。）。

この情報に関するお問合せ先

安平町こども家庭センター（健康福祉課　健康推進グループ）
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○予防接種を受けましょう！

生後６週間を過ぎたらいろいろな予防接種を受けることができます。予防接種をすませて病気に対する抵抗力をつけておきましょう。

対 象 者

生後６週間～就学前の乳幼児
（就学後に接種するワクチンもあります。それらは安平町から個別にお知らせします）

事業内容

次の一覧に記載している予防接種法に定められたワクチンを、規定の年齢で接種していただくと安平町内の医療機関にて無料で接種できます。

接種するワクチンはたくさんありますので、スケジュールを立てて遅れないように接種するようにしましょう。なお、体調が悪いときは接種を見合わせる場合があります。

［町内の医療機関］
あびら追分クリニック　（電話　0145-25-2531）
渡邉医院　（電話　0145-22-2250）

実施方法

保健師の新生児訪問で予防接種の予診票を差し上げています。接種の際には病院に直接連絡をとり、母子健康手帳と予診票を持参して病院で接種を受けましょう。

なお、次の一覧表に載っていない予防接種は、全額自己負担で行う任意の予防接種になります。ご希望の方は直接病院へご連絡ください。

町が行う予防接種一覧

定期の予防接種		
ワクチン種類	対象者（接種の望ましい時期）	実施場所
BCG ワクチン	生後１２か月の前日まで（生後５か月から８か月まで）	町内委託医療機関
４種、５種混合	１期初回　生後２か月から１２か月まで １期追加　生後９０か月までで、初回終了後１２か月～１８か月	
２種混合	１１歳以上１３歳未満（町は小学６年生に個別通知しています。）	
麻しん・風しん	１期　生後１２か月から２４か月でできるだけ早期 ２期　就学前１年間	
ヒブワクチン	生後２か月～４歳（１回目は２か月から接種することが望ましい） 【接種開始時期】 ①生後２か月～７か月未満の児　計４回接種 ②生後７か月～12 か月未満の児　計３回接種 ③12 か月以上の児　１回接種	
小児用肺炎球菌ワクチン	生後２か月～４歳までの乳幼児 （２か月から１回目の接種することが望ましい） 【接種開始時期】 ①生後２か月～７か月未満の児　計４回接種 ②生後７か月～12 か月未満の児　計３回接種 ③12 か月以上 24 か月未満の児　計２回接種 ④24 か月以上の児　１回接種	
水痘ワクチン	１歳から２歳まで	
日本脳炎ワクチン	１期初回　３歳の間 １期追加　４歳の間 ２期　９歳から１２歳の間	
B型肝炎ワクチン	生後２か月から生後９か月まで	
ロタウイルス	１価：生後６週～24 週未満の児　計２回接種 ５価：生後６週～32 週未満の児　計３回接種	
子宮頸がん予防ワクチン	１３歳（中学１年生）から１６歳（高校１年生相当の年齢）の女性 三種類のワクチンから選択します。 ① サーバリックス（２価ワクチン） ② ガーダシル（４価ワクチン） ③ シルガード（９価ワクチン）	

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課　健康推進グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○子どものインフルエンザ予防接種料金助成

インフルエンザ流行を予防するため、町独自に子どもの予防接種料金を助成します。

対 象 者

安平町に居住する０歳～高校生までの方

事業内容

①０歳～中学生

１０月～翌年３月の間に安平町内の医療機関にて、１回 500 円+消費税で接種することができます。

助成回数は１年間に最大２回までです。

安平町への手続きは無く、接種の前に医療機関へ予約連絡をお願いいたします。
なお、国内の認可がされていない経鼻用のワクチンは助成対象外です。

②高校生

１０月～翌年３月の間に安平町内の医療機関にて、１回１,０００円+消費税で接種することができます。

助成回数は１年間に１回までです。

安平町への手続きは無く、接種の前に医療機関へ予約連絡をお願いいたします。
なお、経鼻用のワクチンは助成対象外です。

［安平町内の予防接種実施医療機関］

あびら追分クリニック　（電話　0145-25-2531）
渡邉医院　（電話　0145-22-2250）

申請方法

入院中やアレルギー疾患等によりどうしても町外の病院で接種しなければならない事情があるときは、一旦病院で全額を支払った後で申請により、接種料金を助成します。ただし、この場合は助成上限額があります。

［申請窓口］
（総合庁舎）健康福祉課　健康推進グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課　健康推進グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

《安心・充実の手当や制度》

安平町では、赤ちゃん・子どものいる家庭に対して、安心して子育てができるように、各種手当や医療費助成、生活援助を行っています。該当する方は、お問合わせのうえ、手続きをしてください。

○安平町出生祝金

対 象 者

安平町内に居住する方で、生まれた子どもの保護者

内　　容

出生１名につき、50,000 円相当の品を贈呈します。

申請方法

申請は不要です。出生届けの際に担当窓口へご案内します。支給までには数日かかります。

この情報に関するお問合せ先

税務住民課 戸籍グループ
電話番号　0145-22-2940
メールアドレス　koseki@town.abira.lg.jp
政策推進課 政策推進グループ
電話番号　0145-22-2751
メールアドレス　m-suishin@town.abira.lg.jp

○妊婦のための支援給付事業

妊娠時および出産後に５万円ずつ計１０万円交付する事業です。

対 象 者

妊娠の届け出をした方

お子様が生まれた方

交付までの流れ

妊娠時：母子手帳交付時に出産に係る面談を実施し、それに併せて交付金を申請していただき後日ご指定の口座にお支払いします。

出産後：保健師がご自宅まで訪問して母子の状態に係る面談を実施し、それに併せて交付金を申請していただき後日ご指定の口座にお支払いします。

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課　健康推進グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○児童手当

高校生年代（18 歳に達した後、最初の３月 31 日）までの児童を養育している方に支給される手当です。

支 給 額

・３歳未満
第１子と第２子：15,000 円/月、第３子以降：30,000 円/月
・３歳～高校生年代
第１子と第２子：10,000 円/月
第３子以降：30,000 円/月

※第３子以降のカウント方法は 22 歳年度末までの上の子で、親等の経済的負担がある場合にカウント対象とします。

支給方法

偶数月の７日に申請者より指定された口座に振り込みます。

申請方法

・認定請求

出生、転入により新たに受給資格が生じた場合に申請が必要です。

［申請に必要なもの］

請求者及び配偶者、児童のマイナンバーのわかるもの、健康保険被保険者証の写し、請求者名義の口座がわかるもの、児童と別居している場合は「別居監護申立書」。１８～２２歳の子を養育している場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」。

［注意］

出生や転入の翌日から１５日以内に申請してください。申請が遅れた場合、児童手当を受けられない期間が生じることがあります。

・現況届

児童手当受給者のうち、児童と別居している場合などの事情がある方は、６月分（８月支給）以降も引き続き児童手当を受給するためには、児童手当現況届の提出が必要になります。毎年６月１日から６月３０日までの間に、その年の６月１日における状況を記載した現況届を提出することになっています。

［申請に必要なもの］

請求者及び配偶者のマイナンバーのわかるもの、健康保険被保険者証の写し、請求者名義の口座がわかるもの、児童と別居している場合は「別居監護申立書」。１８～２２歳の子を養育している場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」。

［注意］

期限までの提出が間に合わない場合、支給予定の児童手当の支払いが遅れることがあります。

・転出

他の市区町村に住所が変わる場合は、安平町での児童手当の受給資格が消滅します。そのため、転出後の市区町村で児童手当を受給するためには、転出先の市区町村へ認定請求を提出する必要があります。

・児童手当の額改定

児童手当を受給されている方が、出生などにより支給の対象となる児童が増えたとき、または児童を養育しなくなったときには、額改定認定請求の提出が必要となります。額改定認定請求を提出した翌月分から児童手当の額が増額又は減額されます。

［注意］

出生や転入、転出の翌日から１５日以内に申請してください。申請が遅れた場合、児童手当を受けられない期間が生じることがあります。

・資格の消滅

児童手当を受給されている方が、児童を養育しなくなったことなどにより、支給の対象となる児童がいなくなったときは、受給事由消滅届の提出が必要になります。

また、児童手当を受給されている方が、公務員になったときは、勤務先から児童手当が支給されることになりますので、受給事由消滅届の提出が必要になります。

・児童手当振込先変更

児童手当を受給されている方の振込先口座を変更するときには、支払金融機関変更届の提出が必要になります。

なお、児童手当を受給されている方以外の名義の口座に変更することはできませんので、ご注意ください。

［申請窓口］
（総合庁舎）健康福祉課　福祉グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課　福祉グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

支 給 額

・児童１人目～（全部支給）：46,690 円/月
（一部支給）：46,680 円～11,010 円/月

・児童２人目以降～（全部支給）11,030 円/月加算
（一部支給）：11,020 円～5,520 円/月

支給方法

奇数月の 11 日に指定された口座に振り込みます。

申請方法

・認定請求

対象者は次の条件に当てはまる児童（18 歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある者）を監護している父又は母や、父又は母に代わってその児童を養育している人に支給されます。また、児童が心身に一定以上のしょうがいを有する場合は、２０歳の誕生月まで手当が支給されます。

①父母が婚姻（事実上の婚姻を含む）を解消した児童

②父又は母が死亡した児童

③父又は母が重度のしょうがい（国民年金の障害等級１級相当）にある児童

④父又は母の生死が明らかでない児童

⑤父又は母から引き続き１年以上遺棄されている児童

⑥父又は母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けた児童

⑦父又は母が引き続き１年以上拘禁されている児童

⑧婚姻によらないで生まれた児童

⑨父母ともに不明である児童

［児童扶養手当が支給されない場合］

①日本国内に住所が無いとき

②児童が児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき

③父又は母の配偶者（戸籍上婚姻関係になくとも、事実上の婚姻関係にある者を含む）に養育されているとき（ただし、父又は母が一定以上のしょうがいの場合は除く）。

④児童扶養手当受給者が母又は養育者であり、児童が父と生計を同じくしているとき（児童の父が一定以上のしょうがいの場合を除く）。

⑤受給者が父であり、児童が母と生計を同じくしているとき（児童の母が一定以上のしょうがいの場合を除く）。

［申請に必要なもの］

①請求者の戸籍謄本（離婚の場合、離婚年月日の記載があるもの。）

②児童の戸籍謄本（児童が請求者以外の戸籍謄本に記載されている場合。）

③振込先の通帳の写し

④請求者、児童のマイナンバーのわかるもの

⑤その他必要書類（請求者の事情によって異なりますので、事前に下記までお問い合わせください。）

［公的年金を受給している場合］

①児童扶養手当受給者が公的年金（老齢・遺族・障害年金）を受給している場合、所得に応じて計算した児童扶養手当のひと月あたりの金額と、公的年金のひと月あたりの金額を比較し、公的年金のひと月あたりの金額が児童扶養手当のひと月あたりの金額よりも低ければ、その差額を受給することができます。

②児童が公的年金を受給していたり、配偶者の障害年金の加算対象になっている場合は、その加算分について別途計算されます。

③障害年金受給者の場合、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を手当として受給できます。

④公的年金を受給したことの届出が遅れた場合、公的年金を過去に遡って受給された場合、既に支払われた児童扶養手当を返還いただく場合があります。

所得制限 限度額表	受給者				扶養義務者	
	全部支給		一部支給		全部支給	
税法上 扶養親族	収入ベース （千円）	所得制限額 （千円）	収入ベース （千円）	所得制限額 （千円）	収入ベース （千円）	所得制限額 （千円）
０人	1,420	690	3,343	2,080	3,725	2,360
１人	1,900	1,070	3,850	2,460	4,200	2,740
２人	2,443	1,450	4,325	2,840	4,675	3,120
３人	2,986	1,830	4,800	3,220	5,150	3,500
４人	3,529	2,210	5,275	3,600	5,625	3,880
５人	4,013	2,590	5,750	3,980	6,100	4,260

※扶養義務者とは、受給者と生計を同じくしている親族（父母、兄弟姉妹、祖父母など）をいいます。

・現況届

児童扶養手当受給者は毎年８月中に児童の養育状況や年金の受給状況等を記入した現況届の提出が義務付けられています。２年間、現況届を提出しないと資格喪失になりますので、ご注意ください。

・手当の額改定

①対象児童が増えたときには、児童の戸籍謄本を提出してください。

②対象児童が減ったときには、手当額改定届を提出してください。

・資格の喪失

再婚（事実婚含む）、児童を養育しなくなった場合、児童が施設に入所した、里親委託されたときには、資格喪失届を提出してください。

・児童扶養手当を５年以上受給している場合

受給開始から５年以上経過する方などは手当の受給額が 1/2 に減額されます。なお、就業している、求職活動中などの一定の要件を満たす場合は、引き続きこれまでと同額の児童扶養手当を受給することができます。

［申請窓口］
（総合庁舎）健康福祉課　福祉グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課　福祉グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○出産育児一時金

国民健康保険の加入者が出産に費用がかかった場合に出産育児一時金を助成します。

事業対象

国民健康保険の加入者で妊娠４か月以上であれば支給の対象になります。

内　　容

国民健康保険の加入者が出産した場合に、出産育児一時金が支給されます。支給される額は 50 万円（産科医療補償制度未加入病院等で出産する場合：48.8 万円）

申請方法

（１）直接支払制度を利用する場合

※出産育児一時金を、直接医療機関へ支払うもの

・医療機関等に健康保険情報を確認できるものを提示して直接支払制度を利用することを申し出てください。

・出産費用が出産育児一時金を上回った場合は、役場への申請は必要ありません。

・出産費用が出産育児一時金を下回った場合は、その差額を世帯主に支給しますので、役場で申請してください。申請方法は、下の「直接支払制度を利用しない場合」をご覧ください。

（２）直接支払制度を利用しない場合

※制度を利用した場合でも出産費用が一時金に満たない場合を含む申請のときに必要なものは、以下のとおりです。

・世帯主の口座番号のわかるもの

・医療機関から交付される直接支払制度に関する合意文書

・医療機関から交付される出産費用の領収（明細）書

［申請窓口］

（総合庁舎）健康福祉課　国保グループ

（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報によるお問い合わせ先

健康福祉課　国保グループ

電話番号　0145-29-7072

メールアドレス　kokuho@town.abira.lg.jp

○国保加入手続き

国民健康保険加入世帯に子どもが生まれた場合の国民健康保険の手続きについて。

内　　容

お子さんの国民健康保険への加入手続きが必要です。必要なものをお持ちになって、必ず14 日以内に役場で届出をして加入手続きをしてください。

また、併せて産前産後期間に係る国民健康保険税軽減の届出も必要です。出産された方の産前産後期間の保険税（所得割額と均等割額）を減額します。期間は出産（予定日）の月の前月（多胎妊娠の場合は３ヶ月前）から４ヶ月間です。

申請方法

（必要なもの）出産された方の保険証、出産日を確認することができる書類（母子健康手帳）
多胎妊娠の場合はその旨を明らかにすることができる書類。
※出産予定日の６ヶ月前から届出可能です。

申請窓口

（総合庁舎）健康福祉課　国保グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

特記事項

（注意事項）

・届出が遅れると、保険税は、国保の資格が発生したとき（勤務先の健康保険をやめたときなど）までさかのぼって（最高３年間）、支払わなければなりません。
・届出前までの医療費は全額自己負担となりますのでご注意ください。

この情報によるお問い合わせ先

健康福祉課　国保グループ
電話番号　0145-29-7072
メールアドレス　kokuho@town.abira.lg.jp

○子ども医療費助成制度

安平町で安心して子育てが出来るよう、子ども医療費の一部をその保護者に助成することで、保護者の経済的負担を軽減します。

事業対象

安平町に住所を有する世帯に属する子ども（0 歳から満 18 歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の３月 31 日までの者）で、保護者に現に扶養・監護されている者が対象です。

内　　容

通院・入院医療費ともに保険診療のものが対象です。
（医療費の自己負担額）
自己負担額はありません。

申請方法

（申請に必要なもの）
①お子さんの健康保険情報を確認できるもの（下記いずれか１点）
・健康保険証
・健康保険組合等の保険者が発行した「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」
・マイナポータルの保険情報が確認できる画面
※出生の場合は、お子様の健康保険情報が出来てからの申請となります。

②在学証明書等（中学校卒業後のお子さんの申請に必要）
※安平町へ転入された方、生計維持者が町外に住んでいる方は、下記③（生計維持者分）が必要な場合がありますので、下記までご相談ください。
③マイナンバーカードまたは所得・課税証明書（所得額・控除額・扶養人数・課税内容の記載があるもの）

医療機関を受診するときは

①受給者証は、北海道内で使用できます。健康保険情報を確認できるものと一緒に受給者証を医療機関の窓口で掲示してください。
※道外の医療機関を受診したときは、医療費の払い戻しの手続きをすることで、助成が受けられます。
②限度額適用認定証または限度額適用標準負担額減額認定証をお持ちの方は、一緒に医療機関の窓口に掲示してください。
③特定疾病療養受療症や自立支援医療受給者証をお持ちの方は、一緒に医療機関の窓口に掲示してください。
※公費負担医療を受けられる場合は、そちらが優先されます。
④交通事故や第三者の行為による負傷で医療機関を受診する場合は、受給者証は使えません。
⑤学校管理下でのけが等での受診の場合は、独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付が優先適用です。受給者証は使えませんので、ご注意ください。

届出が必要なとき

　次のようなときは、役場へ届出が必要です。
①住所・氏名に変更があったとき
②健康保険情報に変更があったとき
③他の市町村に転出または死亡したとき
④受給者証を失くした・汚したとき
⑤主たる生計維持者に変更があったとき
⑥世帯員に異動があったとき

医療費の払い戻しについて

　次のようなときは、申請により医療費の払い戻しを受けられます。
①道外の医療機関を受診したとき
②受給者証を医療機関に掲示せず受診したとき（使用できなかった場合）
③補装具・治療用装具を作ったとき

医療費の払い戻し申請に必要なもの

・領収書
※領収書は、受給者氏名・診療点数・初診の有無・領収印・領収年月日がないものは無効となります。また、５年を経過した領収書は払い戻しできません。

・健康保険情報を確認できるもの
・受給者証
・振込先口座がわかるもの

申請窓口

（総合庁舎）健康福祉課　国保グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報によるお問い合わせ先

健康福祉課　国保グループ
電話番号　0145-29-7072
メールアドレス　kokuho@town.abira.lg.jp

○ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等の母または父及び児童に対し医療費を助成することで、保護者の経済的負担を軽減します。

事業対象

（１）18 歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の３月 31 日までの児童を扶養するひとり親家庭の父母及び児童
（２）父母のいない家庭に扶養される（１）に該当する児童
※（１）、（２）とも、保護者に監護・扶養されていれば18歳～19歳の子も対象となります。
※所得制限（主たる生計維持者の所得）

扶養人数	所得上限
１人	2,740,000 円
２人	3,120,000 円
３人	3,500,000 円
４人	3,880,000 円
５人	4,260,000 円

※６人以降加算額は、380,000 円です。
※老人扶養親族がある場合は、加算額が異なります。
※養育費の８割を所得として加算します。

内　　容

通院・入院医療費ともに保険診療のものが対象です。
（医療費の一部負担金額）
①18歳に達する日以後の最初の３月31日までの児童
自己負担額はありません。
②親及び上記①以外の児童（20歳月末まで）

【非課税世帯】
　初診時～医科580円、歯科510円、柔道整復270円、訪問看護は医療費の１割負担
　再診時～無料
【課税世帯】
　初診時・再診時～総医療費の１割

申請方法

　［申請に必要なもの）
①父または母とお子さんの健康保険情報を確認できるもの（下記いずれか１点）
　・健康保険証
　・健康保険組合等の保険者が発行した「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」
　・マイナポータルの保険情報が確認できる画面
②戸籍謄本、児童扶養手当証書、遺族年金証書など、ひとり親家庭等であることを証明できる書類
③在学証明書等（中学校卒業後のお子さんの申請に必要）
※安平町へ転入された方、生計維持者が町外に住んでいる方は、下記④（生計維持者分）が必要な場合がありますので、ご相談ください。
④マイナンバーカードまたは所得・課税証明書（所得額・控除額・扶養人数・課税内容の記載があるもの）

医療機関を受診するときは

①受給者証は、北海道内で使用できます。健康保険情報を確認できるものと一緒に受給者証を医療機関の窓口で掲示してください。
※道外の医療機関を受診したときは、医療費の払い戻しの手続きをすることで、助成が受けられます。
②限度額適用認定証または限度額適用標準負担額減額認定証をお持ちの方は、一緒に医療機関の窓口に掲示してください。
③特定疾病療養受療症や自立支援医療受給者証をお持ちの方は、一緒に医療機関の窓口に掲示してください。
※公費負担医療を受けられる場合は、そちらが優先されます。
④交通事故や第三者の行為による負傷で医療機関を受診する場合は、受給者証は使えません。
⑤学校管理下でのけが等での受診の場合は、独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付が優先適用です。受給者証は使えませんので、ご注意ください。

届出が必要なとき

　次のようなときは、役場へ届出が必要です。
①住所・氏名に変更があったとき
②健康保険情報に変更があったとき

③他の市町村に転出または死亡したとき
④受給者証を失くした・汚したとき
⑤主たる生計維持者に変更があったとき
⑥世帯員に異動があったとき

医療費の払い戻しについて

次のようなときは、申請により医療費の払い戻しを受けられます。

①月額上限を超えたとき

課税状況	対象範囲	上限
非課税	訪問看護	【月額】8,000 円（各制度区分の個人上限）
課税	通院＋訪問看護	【月額】18,000 円（各制度区分の個人上限） 【年額】144,000 円（各制度区分の個人上限）
課税	通院＋入院	【月額】57,600 円（各制度区分の世帯上限）（多数該当 44,000 円）

②道外の医療機関を受診したとき
③受給者証を医療機関に掲示せず受診したとき（使用できなかった場合）
④補装具・治療用装具を作ったとき

医療費の払い戻し申請に必要なもの

・領収書

※領収書は、受給者氏名・診療点数・初診の有無・領収印・領収年月日がないものは無効となります。また、５年を経過した領収書は払い戻しできません。

・健康保険情報を確認できるもの
・受給者証
・振込先口座がわかるもの

申請窓口

（総合庁舎）健康福祉課　国保グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報によるお問い合わせ先

健康福祉課　国保グループ
電話番号　0145-29-7072
メールアドレス　kokuho@town.abira.lg.jp

○重度心身障害者医療費助成制度

重度心身障害者に対し医療費を助成することで、経済的負担を軽減します。

事業対象

（１）身体障害者手帳 1～3 級（3 級は内部障害のみ）の交付を受けている方

（２）療育手帳あるいは精神科医師の診断書で重度認定を受けている方

（３）精神保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方（通院のみ対象）

※所得制限（主たる生計維持者の所得）

扶養人数	所得上限
１人	6,536,000 円
２人	6,749,000 円
３人	6,962,000 円
４人	7,175,000 円
５人	7,388,000 円

※６人以降加算額は、213,000 円です。

※老人扶養親族がある場合は、加算額が異なります。

内　　容

通院・入院医療費ともに保険診療のものが対象です。

※ただし、上記対象者（３）の方は、通院医療費の保険診療のみ対象です。

①18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの児童

自己負担額はありません（令和３年８月診療分から）。

②上記①以外の方

【非課税世帯】

初診時～医科 580 円、歯科 510 円、柔道整復 270 円

訪問看護は医療費の１割負担

再診時～無料

【課税世帯】

初診時・再診時～総医療費の１割

※後期高齢者医療被保険者の方で、負担割合が１割の方は、重度心身障害者医療受給者証の自己負担額（総医療費の１割）と同一のため、受給者証は交付されません。

申請方法

（申請に必要なもの）

①健康保険情報を確認できるもの（下記いずれか１点）

・健康保険証

・健康保険組合等の保険者が発行した「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」

・マイナポータルの保険情報が確認できる画面
②しょうがいの程度を証明するもの（次の（１）～（３）のうちいずれか）
（１）身体障害者手帳
（２）療育手帳または「重度」の判定（診断）書
（３）精神障害者保健福祉手帳
※安平町へ転入された方、生計維持者が町外に住んでいる方は、下記③（生計維持者分）が必要な場合がありますので、ご相談ください。
③マイナンバーカードまたは所得・課税証明書（所得額・控除額・扶養人数・課税内容の記載があるもの）

医療機関を受診するときは

①受給者証は、北海道内で使用できます。健康保険情報を確認できるものと一緒に受給者証を医療機関の窓口で掲示してください。
※道外の医療機関を受診したときは、医療費の払い戻しの手続きをすることで、助成が受けられます。
②限度額適用認定証または限度額適用標準負担額減額認定証をお持ちの方は、一緒に医療機関の窓口に掲示してください。
③特定疾病療養受療症や自立支援医療受給者証をお持ちの方は、一緒に医療機関の窓口に掲示してください。
※公費負担医療を受けられる場合は、そちらが優先されます。
④交通事故や第三者の行為による負傷で医療機関を受診する場合は、受給者証は使えません。
⑤学校管理下でのけが等での受診の場合は、独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付が優先適用です。受給者証は使えませんので、ご注意ください。

届出が必要なとき

　次のようなときは、役場へ届出が必要です。
①住所・氏名に変更があったとき
②健康保険情報に変更があったとき
③他の市町村に転出または死亡したとき
④受給者証を失くした・汚したとき
⑤主たる生計維持者に変更があったとき
⑥世帯員に異動があったとき

医療費の払い戻しについて

次のようなときは、申請により医療費の払い戻しを受けられます。

①月額上限を超えたとき

課税状況	対象範囲	上限
非課税	訪問看護	【月額】8,000 円（各制度区分の個人上限）
課税	通院＋訪問看護	【月額】18,000 円（各制度区分の個人上限） 【年額】144,000 円（各制度区分の個人上限）
課税	通院＋入院	【月額】57,600 円（各制度区分の世帯上限）（多数該当 44,000 円）

②道外の医療機関を受診したとき

③受給者証を医療機関に掲示せず受診したとき（使用できなかった場合）

④補装具・治療用装具を作ったとき

医療費の払い戻し申請に必要なもの

・領収書

※領収書は、受給者氏名・診療点数・初診の有無・領収印・領収年月日がないものは無効となります。また、５年を経過した領収書は払い戻しできません。

・健康保険情報を確認できるもの

・受給者証

・振込先口座がわかるもの

申請窓口

（総合庁舎）健康福祉課　国保グループ

（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報によるお問い合わせ先

健康福祉課　国保グループ

電話番号　0145-29-7072

メールアドレス　kokuho@town.abira.lg.jp

《しょうがいのある子どもへの支援》

○身体障害者手帳の交付

身体にしょうがいを持つ方に交付しています。

対象

視覚、聴覚、音声・言語又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能または肝臓などに、永続するしょうがいがあると診断された方

申請方法

［身体障害者手帳の各種手続きと必要な提出書類等］

提出書類等 / 区分	申請書（届出書）	診断書 意見書	顔写真 １枚	お持ちの 身体障害者手帳	マイナンバーのわかるもの
新規申請	※窓口で記入	○	○		○
障害程度変更・追加		○	○	○	○
居住地・氏名等の変更				○	○
再交付			○		○
返還				○	

※診断書・意見書は、身体障害者福祉法に基づく指定を受けた医師が作成したものでなければ有効となりませんので、事前にお問い合わせください。

※顔写真のサイズは縦４ｃｍ横３ｃｍのものを提出ください。

［申請窓口］
（総合庁舎）健康福祉課　福祉グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課　福祉グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○療育手帳の交付

心身の発達期である概ね１８歳までに現れた、生活上の適応障害を伴う知的しょうがいのために、医療・教育・福祉等の生活場面で援助を必要とする状態の方に、そのしょうがいの程度に応じて、療育手帳が交付されます。

［申請前に判定を受ける必要があります］

交付申請を行う前に、心理検査等でしょうがいの程度を判定する必要があります。

１８歳未満の方は室蘭児童相談所苫小牧分室で心理検査等の判定を受ける必要があります。判定を受けるには、室蘭児童相談所苫小牧分室で直接判定を受けることもできますし、安平町内での巡回相談時に判定を受けることができます。

１８歳以上の場合は、安平町役場健康福祉課職員による聞き取り調査の後、札幌市にある北海道立心身障害者総合相談所で心理検査等の判定を受ける必要があります。

※判定の申込先及び問合せ先

・１８歳未満の方

①室蘭児童相談所苫小牧分室での直接判定

～安平町役場健康福祉課福祉グループ　　電話：0145-29-7071

②室蘭児童相談所苫小牧分室による安平町巡回相談

～安平町役場健康福祉課福祉グループ　　電話：0145-29-7071

・１８歳以上の方

～安平町役場健康福祉課福祉グループ　　電話：0145-29-7071

［しょうがい程度について］

①Ａ判定

知能指数（ＩＱ）が概ね３５以下であり、日常生活に常時介護が必要な方で、下記のいずれかの要件に該当する方。

・食事、着脱衣、排泄及び洗面などの日常生活に介護が必要な方で、社会生活への適応が著しく困難である方。

・頻繁なてんかん等の発作、又は失禁、異食、興奮、寡動その他の問題行動を有し、監護を必要とする方。

・盲、若しくはろうあ、又は肢体不自由により身体障害者手帳（１～３級）の交付を受けている方であって、知能指数（ＩＱ）が概ね５０以下である方。

②B判定

上記以外の知的障害の方

※障害程度は、日常生活、社会生活等の能力を総合的に判断して決定されるため、知能指数（ＩＱ）だけでは一概に区別できません。

申請方法

［療育手帳の各種手続きと必要な提出書類等］

提出書類等 / 区分	申請書（届出書）	顔写真 １枚	お持ちの 療育手帳
新規申請	※窓口で記入	○	
居住地・氏名等の変更			○
再交付		○	
返還			○

※顔写真のサイズは縦４ｃｍ横３ｃｍのものを提出ください。

［申請窓口］
（総合庁舎）健康福祉課　福祉グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課　福祉グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方で、初診後６か月を経過しても、精神のしょうがいのために長期に渡って生活上の適応にしょうがいのある方に、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

対象

統合失調症、うつ病、気分障害、発達障害、精神障害などにより生活に制限があると判定された方

申請方法

［手帳の各種手続きと必要な提出書類等］

区分＼提出書類等	申請書	診断書又は障害年金証書	顔写真１枚	お持ちの精神障害者保健福祉手帳	マイナンバーのわかるもの
新規申請	※窓口で記入	○	○		○
更新申請		○		○	○
障害等級変更		○	○	○	○
居住地・氏名等の変更				○	○
札幌市・他県等からの転入			○	○	○
再交付			○		○
返還				○	

※精神障害を事由として障害年金を受給している場合には、診断書に代わって障害年金証書により申請することができます。この場合、精神障害者保健福祉手帳の等級は、障害年金の等級と同じになります。有効期間は２年間となります。

※顔写真のサイズは縦４ｃｍ横３ｃｍのものを提出ください。

［申請窓口］
（総合庁舎）健康福祉課　福祉グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課　福祉グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○自立支援医療について

（１）育成医療

満１８歳未満で身体にしょうがいのある児童が、その身体上のしょうがいを軽減し、日常生活能力を得るために必要な医療給付が公費で受けられます。

○各種手続きと必要書類

手続き ＼ 提出書類等	申請書	意見書	保険証	マイナンバーのわかるもの
新規申請	窓口で記入	○	○	○
再認定		○	○	○
居住地・氏名等の変更				○
医療機関、上限額の変更			○	○

○対象となる医療内容

区分	医療内容
視覚障害	角膜移植術、白内障手術、網膜はく離手術
聴覚障害	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工鼓膜、人工内耳
音声・言語・そしゃく機能障害	歯科矯正治療、口唇形成術、口蓋形成術、人工咽頭
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術、理学療法、作業療法
心臓機能障害	弁形成術、大動脈一冠動脈ﾊﾞｲﾊﾟｽ術、ﾍﾟｰｽﾒｰｶｰ植込み術
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術、抗免疫療法
小腸機能障害	中心静脈栄養法
肝臓機能障害	肝移植術、肝移植後の抗免疫療法
免疫機能障害	抗ＨＩＶ療法、免疫調整療法

（２）精神通院医療

通院による精神医療を継続的に受ける精神しょうがい者等に対して、必要な医療給付が公費で受けられます。

〇各種手続きと必要書類

手続き ＼ 提出書類等	申請書	診断書	保険証	受給者証	マイナンバーのわかるもの
新規申請	※窓口で記入	〇	〇		〇
再認定申請		〇（２年に１回）	〇	〇	〇
居住地・氏名等の変更				〇	〇
医療機関、上限額の変更			〇	〇	〇

〇対象となる医療内容

医療内容
診察
処方薬（院外処方の場合は、薬局を指定医療機関として申請する必要があります）
デイケア、ナイトケア、ショートケア ・社会生活機能の回復を目的として、レクリエーションやミーティングなどのグループ活動を通して、人とのふれあい、仲間作りや生活のリズムを維持するための活動です。 ・通院中の精神しょうがい者等で、主治医の指示がある方が利用できます。
訪問看護（訪問看護ステーション等の場合は、指定医療機関として訪問看護ステーション等を申請する必要があります）

（３）自立支援医療の自己負担

自立支援利用を利用した場合の自己負担は、原則１割負担となりますが、世帯の課税状況に応じて、ひと月あたりの負担額に上限が設定されます。所得の高い方は、自立支援医療の対象外となり、医療保険の自己負担額をお支払いいただくこととなりますが、高額な治療を長期間にわたり継続される方（重度かつ継続）は、ひと月あたりの負担額に上限額が設定されます。

<table>
<tr><th rowspan="3">所得区分
上限額</th><th rowspan="3">生活保護</th><th colspan="5">町民税</th></tr>
<tr><th colspan="2">非課税</th><th colspan="3">課税</th></tr>
<tr><th colspan="2">収入</th><th colspan="3">所得割額</th></tr>
<tr><td>月額</td><td>０円</td><td>年収 80 万円
９千円以下</td><td>年収 80 万円
９千円以上</td><td>33,000
円未満</td><td>33,000 円
～235,000 円</td><td>235,000 円
～</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">2,500 円</td><td rowspan="3">5,000 円</td><td colspan="3">【更生医療・精神通院医療】
医療保険の上限額</td><td rowspan="2">対象外</td></tr>
<tr><td>【育成医療】
5,000 円</td><td>【育成医療】
5,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="3">重度かつ継続</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>5,000 円</td><td>10,000 円</td><td>20,000 円</td></tr>
</table>

※自立支援医療における「世帯」とは自立支援医療を受給する方が加入している医療保険単位となります（異なる医療保険に加入している家族は別「世帯」となります）。

※「重度かつ継続」とは、次の①～③のいずれかの場合です。

①腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の方

②精神保健指定医によって、集中的・継続的な通院医療を有すると判断された場合。

③同一世帯で過去１２か月以内に高額療養費の支給を３回以上受けた場合。

［申請窓口］
（総合庁舎）健康福祉課　福祉グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課　福祉グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○障害児福祉手当

20 歳未満の方で、重度のしょうがいの為、常時介護を必要とする在宅の方に支給される手当です。所得制限があります。

支 給 額

16,100 円／月

支給方法

年４回　（５・８・１１・２月）

申請方法

［申請手続きに必要なもの］

申請に必要なもの	備考
マイナンバーのわかるもの	
戸籍謄本（全員分）	
住民票（世帯全員分）	
通帳の写し	申請者名義
身体障害者手帳又は療育手帳	所持者のみ
診断書	しょうがいの区分により様式が異なるので、申請前に相談ください。

○施設入所者や長期入院中の方（継続して３ヶ月以上）、及び所得が一定額以上ある方は支給の対象外となります。

［申請窓口］
（総合庁舎）健康福祉課　福祉グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課　福祉グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○特別児童扶養手当

20 歳未満のしょうがい児（者）（障害の程度により１級または２級に区分されます）を養育される方が対象です。所得制限があります。

支 給 額

１級 56,800 円／月

２級 37,830 円／月

支給方法

年３回　（４・８・１２月）

申請方法

［申請手続きに必要なもの］

申請に必要なもの	備考
マイナンバーのわかるもの	
戸籍謄本（全員分）	
住民票（世帯全員分）	
通帳の写し	申請者名義
身体障害者手帳又は療育手帳	所持者のみ
診断書	しょうがいの区分により様式が異なるので、申請前に相談ください。

○施設入所者及び所得が一定額以上ある方は支給の対象外となります。

［申請窓口］
（総合庁舎）健康福祉課　福祉グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課　福祉グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○日常生活用具の給付

在宅の身体しょうがい児（者）の方が、より円滑に日常生活ができるよう、浴槽、特殊寝台などの日常生活用具を給付または貸与します。ただし、課税状況に応じて原則１割の自己負担があります。

対象

身体障害者手帳の交付を受けた方、療育判定を受けた方などで原則、在宅の方（用具によっては入院、施設入所中でも給付可）

給付対象となる日常生活用具

［介護・訓練支援用具］

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド

［自立生活支援用具］

入浴補助用具、便器、歩行補助杖、移動・移譲支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災報知器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置

［在宅療養等支援用具］

透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引機、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計、盲人用体重計、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

［情報・意思疎通支援用具］

携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器。盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工咽頭、点字図書

［排泄管理支援用具］

蓄尿袋、蓄便袋、紙おむつ、収尿器

［住宅改修費］

居宅生活動作補助用具（住宅改修）

［費用負担］

所得区分	世帯の収入状況	利用者負担額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得	町民税非課税世帯に属する方	基準額の 0.5 割負担
一般	町民税課税世帯で本人又は世帯員のうち、最多収入者の町民税所得割額が４６万円未満	基準額の１割負担

申請方法

購入予定事業者からの見積書を持参の上、下記まで申請ください。

［申請窓口］
（総合庁舎）健康福祉課　福祉グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課　福祉グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○補装具費の支給

補装具を使用することにより、日常生活や職業生活が容易になる方に補装具を交付し、その修理も行います。

対象

身体障害者手帳の交付を受けている方

支給対象となる補装具種目

障害種別	補装具種目
肢体不自由等	義肢、装具、座位保持装置、☆車椅子、☆電動車椅子、☆歩行器、☆歩行補助杖（一本杖以外）、重度障害者用意思伝達装置

肢体不自由等	【児童のみ】 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
視覚しょうがい等	盲人安全杖、義眼、眼鏡（色眼鏡以外）
聴覚しょうがい等	補聴器
言語機能しょうがい等	重度障害者用意思伝達装置

※☆の用具は介護保険法の福祉用具と同様

［費用負担］

所得区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯に属する方	０円
低所得	町民税非課税世帯に属する方	
一般	町民税課税世帯で、本人又は世帯員のうち、最多収入者の町民税所得割額が４６万円未満	３７，２００円

申請方法

購入予定事業者からの見積書を持参の上、下記まで申請ください。

［申請窓口］
（総合庁舎）健康福祉課　福祉グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課　福祉グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○しょうがい福祉サービス

身体、知的、精神にしょうがいのある方が住み慣れた地域で生活するための在宅サービス（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ）や、施設サービス（施設入所支援、グループホーム）を受けることができる制度です。

対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証、特定疾患、医師の診断書などにより、しょうがいがあると認定されている方

サービスの種類

［障害児相談支援（児童福祉法）］

しょうがいをお持ちの方が、地域で生活する上で必要となる相談援助を行い、下記サービスを利用するために必要となるサービス等利用計画を作成します。

サービス名	サービス内容
・障害児支援利用援助 ・継続障害児支援利用援助	障害児通所支援を利用するにあたり、心身の状況やサービス利用に関する意向などを踏まえ、必要となる障害児支援利用計画（案）を作成します。 また、実際の障害児通所支援利用開始後、一定期間ごとにサービス利用状況を点検し、より的確なサービス利用のあり方に向けて連絡調整等を行います。 ※障害児通所支援利用を希望する場合は、サービス等利用計画の作成が必須となります。

［介護給付（障害者総合支援法）］

〇しょうがいが一定以上の程度の方に対して、生活上・療育上に必要な支援を行います。下記項目にある障害福祉サービスで、介護保険法にも同様のサービスがある場合には、原則的に介護保険法のサービス利用が優先となります。

サービス名	サービス内容
・居宅介護	自宅における入浴、排泄、食事の介護等の援助を行います。
・重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって、常に介護を必要とするしょうがい者に対して、居宅介護の項目で示した援助のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
・同行援護	視覚しょうがいによって、移動に著しい困難がある方に対して、外出時の代筆・代読を含む視覚的情報の支援や移動の援護を行います。
・行動援護	知的・精神にしょうがいのある方で、行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方に対して、危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
・短期入所	自宅で介護する方が病気にかかる等の理由で、施設への短期間の入所を必要とする方に対して、施設で入浴、排泄、食事の介護等の援助を行います。

［利用者負担］

〇原則として、利用したサービス費用の１割負担が利用者負担となります。

①負担上限月額（原則）

ただし、障害福祉サービス及び障害児通所支援については、サービスの種類及び所得に応じて、次のとおり１ヶ月あたりの負担額に上限が設定されます。この場合、同月内に利用したサービスの量にかかわらず、当該上限額以上の利用者負担は発生しません。

所得区分		対象となる利用者	負担上限月額
生活保護		生活保護受給世帯に属する方	０円
低所得		町民税非課税世帯に属する方	０円
課税世帯	一般１	（１）共同生活援助、宿泊型自立訓練以外のサービス利用者で、次のいずれかに該当する方 ア　施設に入所していない１８歳以上の方で、利用者本人とその配偶者の町民税の所得割の額の合計が１６万円未満となる方 イ　施設に入所する２０歳未満の方で、利用者本人の属する世帯全員の町民税の所得割の額の合計が２８万円未満となる方 （２）施設に入所していない１８歳未満の方で、利用者本人の属する世帯全員の町民税の所得割の額の合計が２８万円未満となる方	９，３００円 （（２）の場合、４，６００円）
	一般２	町民税課税世帯に属する方で、一般１に該当しない方	３７，２００円

※この表においての「世帯」の範囲は、利用者本人とその配偶者（利用者本人が１８歳未満の児童又は２０歳未満の施設入所者である場合は、住民基本台帳上の世帯）となります。

②高額障害福祉サービス

同一世帯の中で、障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用する方が複数いる場合や、これらの福祉サービスを利用している方が、介護保険サービスを利用した場合でも、負担上限月額は変わりません。

なお、障害福祉サービスと補装具費の負担上限月額は合算することになりました。

③利用者負担軽減措置

　通所施設においても、食費等の実費負担が各施設で金額が設定されていますが、①の表の低所得、一般１に該当する利用者については、経過措置として食材料費のみ負担し、本来の額のおよそ 1/3 の負担となります。

〇これらの負担軽減措置を講じても、なお定率負担や食費等を負担することで生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げるとともに、食費等の実費負担額を引き下げます。

④多子軽減措置

〇町民税課税者である同一保護者について、幼稚園や保育所、児童発達支援事業所等を利用した未就学の児童が複数いる場合、児童発達支援等の負担上限月額の軽減が受けられる場合があります。

申請方法

　申請手続きの前に、利用するサービスのご希望を確認させていただきますので、事前にご相談ください。

［障害福祉サービスの申請先］

（総合庁舎）　健康福祉課　福祉グループ

（総合支所）　住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課　福祉グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　shougai-tantou@town.abira.lg.jp

〇しょうがい児通所サービス

　身体、知的、精神にしょうがいのある子どもが、生活に必要な訓練を受け、生活の質を向上させていくために、通所先の施設において必要な療育支援を受けられるサービスです。

対象

　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証、特定疾患、医師の診断書などにより、しょうがいがあると認定されている方

サービスの種類

〇しょうがい児（療育を行う必要があると認められた児童を含みます。）に対して、通所先の施設において、必要な療育・支援を行います。

サービス名	サービス内容
・児童発達支　援	療育指導を実施する施設で、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。
・医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対して、医療機関等で児童発達支援及び治療を行います。
・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ	小学生、中学生、高校生である児童に対して、授業終了後又は学校休業日に、療育指導を実施する施設で、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
・保育所等訪問支援	保育園、幼稚園などに通う児童に対して、療育指導を実施する施設の指導員が、実際に通う保育園等を訪問して集団療育等の専門的な支援を行います。

［利用者負担］

〇原則として、利用したサービス費用の１割負担が利用者負担となります。

①負担上限月額（原則）

ただし、障害児通所支援については、サービスの種類及び所得に応じて、次のとおり１ヶ月あたりの負担額に上限が設定されます。この場合、同月内に利用したサービスの量にかかわらず、当該上限額以上の利用者負担は発生しません。

所得区分		対象となる利用者	負担上限月額
生活保護		生活保護受給世帯に属する方	０円
低所得		町民税非課税世帯に属する方	０円
課税世帯	一般１	（１）共同生活援助、宿泊型自立訓練以外のサービス利用者で、次のいずれかに該当する方 ア　施設に入所していない１８歳以上の方で、利用者本人とその配偶者の町民税の所得割の額の合計が１６万円未満となる方	９，３００円 （（２）の場合、４，６００円）

		イ　施設に入所する２０歳未満の方で、利用者本人の属する世帯全員の町民税の所得割の額の合計が２８万円未満となる方 （２）施設に入所していない１８歳未満の方で、利用者本人の属する世帯全員の町民税の所得割の額の合計が２８万円未満となる方	
	一般２	町民税課税世帯に属する方で、一般１に該当しない方	３７，２００円

※この表においての「世帯」の範囲は、利用者本人とその配偶者（利用者本人が１８歳未満の児童又は２０歳未満の施設入所者である場合は、住民基本台帳上の世帯）となります。

②高額障害福祉サービス

同一世帯の中で、障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用する方が複数いる場合や、これらの福祉サービスを利用している方が、介護保険サービスを利用した場合でも、負担上限月額は変わりません。

なお、障害福祉サービスと補装具費の負担上限月額は合算することになりました。

③利用者負担軽減措置

通所施設においても、食費等の実費負担が各施設で金額が設定されていますが、①の表の低所得、一般１に該当する利用者については、経過措置として食材料費のみ負担し、本来の額のおよそ 1/3 の負担となります。

〇これらの負担軽減措置を講じても、なお定率負担や食費等を負担することで生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げるとともに、食費等の実費負担額を引き下げます。

④多子軽減措置

〇町民税課税者である同一保護者について、幼稚園や保育所、児童発達支援事業所等を利用した未就学の児童が複数いる場合、児童発達支援等の負担上限月額の軽減が受けられる場合があります。

⑤障害児通所給付費の利用者負担無償化

〇障害児通所給付費のうち、児童発達支援を利用する場合は、幼児教育無償化に伴い、利用者負担が無償化されました。

申請方法

申請手続きの前に、利用するサービスのご希望を確認させていただきますので、事前にご相談ください。

［児童発達支援の申請先］

（総合庁舎）　健康福祉課　福祉グループ

（総合支所）　住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課　福祉グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○しょうがい者等及び特定疾患者等交通費助成

通院や通所に係る交通費を助成する事業です。

対象

自立支援医療（人工透析、精神通院）、しょうがい福祉サービス事業所やしょうがい児通所サービス事業所に通所している方、特定疾患により通院している方

内容

通院治療及び通所のために利用したＪＲ・路線バスの往復料金の 1/2 を助成します。

申請方法

［受給資格の申請］

対象要件のわかる書類を持参し、下記窓口まで申請ください。

［助成金の請求］

①３～　６月分

医療機関等の通所機関からの上記期間に通所等をしている証明書、振込先のわかるものを持参し、４月に下記窓口まで申請ください。

②７～１０月分

医療機関等の通所機関からの上記期間に通所等をしている証明書、振込先のわかるものを持参し、１１月に下記窓口まで申請ください。

③１１～２月分

医療機関等の通所機関からの上記期間に通所等をしている証明書、振込先のわかるものを持参し、３月に下記窓口まで申請ください。

［申請窓口］
（総合庁舎）健康福祉課　福祉グループ
（総合支所）住民サービス課　住民サービスグループ

この情報に関するお問い合わせ先

健康福祉課　福祉グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　shougai-tantou@town.abira.lg.jp

《子育て施設や各種事業》

○認定こども園について

「こども園ってどんなところ？」

認定こども園とは、幼稚園・保育園の機能、さらに子育て支援の機能を合わせ持ち、０～５歳までの子どもたちが一貫したカリキュラムのもとで、教育・保育を受けることができる新しい施設です。

安平町の認定こども園は、児童福祉複合施設の中にあり、子育て支援センター・児童館・児童センター・放課後児童クラブと併設しています。そのため、就学前の子どもと小学生の児童が両方にいる場合、お迎えはこの場所一箇所で全てが完結します。

また、この施設は０歳から 18 歳まで、いろんな世代が集まることのできるところです。さまざまな人々とのふれあいを大切にする中で、社会性や地域の絆を培っていきながら、保育・教育にあたります。

平成 28 年度より早来地区のこども園が、平成 29 年度からは追分地区のこども園が、民間法人と安平町との協力により運営しています。

この協力関係を「公私連携」と言い、はやきた子ども園においては、学校法人との公私連携としては全国初のケースです。また、両園では、学校運営協議会（いわゆる「コミュニティ・スクール」）と同等の組織が設置されていて、これも全国に類を見ないケースとなっています。

運営法人

はやきた子ども園

・運営法人：学校法人リズム学園
・TEL：0145 － 22 － 2510
・H P：http://hayakita-kodomoen.jp/

おいわけ子ども園

・運営法人：社会福祉法人 追分福祉会
・TEL：0145 － 25 － 3439
・FAX：0145 － 25 － 3404
・H P：http://oiwake-kodomoen.com/

未来を育てる

入園までの流れ

問合せ（空き状況等の確認）

はやきた子ども園 0145-22-2510　　おいわけ子ども園 0145-25-3439

↓

入園書類交付

幼稚園部用　　保育園部用

↓

面　接

↓

入　園

この情報に関するお問い合わせ先

教育委員会　学校教育グループ
電話番号　0145-29-7036
メールアドレス　kosodate-tantou@town.abira.lg.jp

○はやきた子ども園

はやきた子ども園について

「子ども園」って何？　・・・・　「子ども園」とは、①幼稚園 ②保育所 ③子育て支援の３つが一つになった施設です。０歳から就学前までのすべての子ども達が教育・保育を受けることができます。

町立じゃないの？　・・・　平成 28 年４月から「学校法人リズム学園」が運営する私立の子ども園です。

「学校」なの？　・・・　３歳以上は学校法人が運営する私立学校です。

「リズム学園」って何？・・・　リズム学園は、恵庭市に学園本部がある学校法人です。明治 21 年に母体である大安寺（だいあんじ）の境内で寺子屋が始まり、それが後に恵庭市立恵庭小学校になりました。その後、昭和 33 年に恵庭市内初の幼稚園を設立、平成 26 年からは恵庭市から委託を受け、保育所型認定こども園あいおい子ども園（前恵庭市こすもす保育園）を運営しています。

何歳から入れるの？　・・・　保護者が就業（共働き等）している場合は、生後８か月以上であれば、保育園利用として、いつからでも、何歳からでも入れます。共働き等以外であれば、満３歳になった翌月１日より幼稚園利用として入園できます。

はやきた子ども園の概要

全道初！！
※学校法人との公私連携

園名	公私連携幼保連携型認定こども園 学校法人リズム学園　はやきた子ども園
所在地	〒059-1501　北海道勇払郡安平町早来大町１５６番地３３
連絡先	０１４５－２２－２５１０
設置者	学校法人リズム学園
認可定員	１５０名（変更する可能性があります）

クラス編成

年齢	クラス名	編成
０・１歳児	すまいる組	保育所の２歳未満児クラス
２歳児	どりぃむ組	保育所の２歳児、幼稚園の満３歳児混合クラス
３歳児	ほっぷ組	保育所、幼稚園混合クラス 入所児が多い場合、複数クラスとなります。
４歳児	すてっぷ組	
５歳児	じゃんぷ組	

保育時間

事　　業	時　　間	
保育所（保育標準時間）	午前７時から午後６時まで	
保育所（保育短時間）	午前７時から午後３時 15 分まで	
幼稚園	午前９時から午後２時まで ※年度開始日から５日以内で短縮保育あり	
預かり保育	午後２時 15 分から午後３時 15 分まで 午後３時 15 分から午後６時まで	
一時預かり保育 休日保育	短時間保育	午前８時 30 分から午後２時 15 分まで
	長時間保育	午前７時から午後６時まで

◎ **毎月の納入金**

	幼稚園（1 号認定） 満 3 歳～5 歳	幼稚園（1 号認定） 満 3 歳～5 歳 ◎苫小牧から	保育所（2 号認定） 3 歳～5 歳	保育所（3 号認定） 0 歳～2 歳
給食代	3,260 円	3,260 円	6,270 円	-
バス代	-	2,000 円	-	-
合　計	3,260 円	5,260 円	6,270 円	保育料のみ

※保育料は、「保育料（各園共通）」ページをご覧ください。

→　0 歳～2 歳の給食費は保育料に含まれます。　※上記費用のうち給食費は、令和 7 年度基準です。年によって変動します。

※満３歳～５歳の給食費は、町民税課税状況により、一部免除される場合があります。

◎ **実費経費**

□一時預かり（旧預かり保育）/休日保育の利用料
□任意参加イベントの会費等
※ 遠足、行事、暖房、バスに関する費用は、すべて保育料に含まれます。
※ 実費経費は、翌月の保育料引落の際に、保育料と一緒に引落します。
※ 一時預かり休日保育①・②の利用料のみ利用当日に支払い（電子マネー、現金）となります（在園児は保育料と一緒に口座引落となります）。

◎ **諸経費の納入方法**

□毎月の保育料は、保護者の指定口座より自動引き落としで納付いただきます。
□自動引き落としは、毎月 27 日翌月分の保育料が引き落とされます。
□保育日数（出席日数が月の半分以下等）による保育料の減額はありません。
□保育料を 3 か月以上滞納された場合、幼稚園利用の場合は退園、保育園利用の場合は「子ども・子育て支援法」の規定に基づく滞納処分として、町により財産の差押えを執行し、滞納保育料および延滞金に充てることになります。必ず納期限までに納付してください。

一時預かり保育について

	早朝預かり	保育後預かり①	保育後預かり②	午前保育の保育後預かり	一時預かり休日保育①	一時預かり休日保育②
対象	幼稚園利用の満３歳児～5 歳児				１歳以上（離乳食完了）から就学前までの幼児	
時間	午前７時 15 分～午前８時 30 分	午後2時 15 分～午後3時 15 分	午後3時 15 分～午後６時	午前 11 時 15 分～午後６時	午前８時 30 分～午後２時 15 分	午前７時 15 分～午後６時
登録料					1,000 円（初回利用時のみ）※１、※２、※３	
料金	100 円	200 円	200 円	午前３時 15 分まで 400 円 午後６時まで 500 円	町内の方 900 円 町外の方 2,500 円	町内の方 1,900 円 町外の方 5,000 円
申込	前日 18 時まで（ネット予約可）			７日前まで（ネット予約可）	７日前まで（ネット予約可）	
支払	翌月の教育諸費と一緒に口座振替（引落し）				利用時に電子マネー決裁。（はやきたヴィレッジの園児は左記の通り口座振替）※４	

※幼稚園利用で新２号認定を受けた場合、日額上限４５０円（月額 11,300 円）までが無償となります。

（１）利用時間の確認は、iPad（電波時計）を使用します。お迎えの際に iPad をタッチしてお迎え時刻を確認してください。

（２）幼稚園利用児が教育日の午前８時 30 分以前に園児を送ってきた場合、早朝預かりとして利用料が発生します。送ってきた際に先生へ声をかけ、園児を預けてください。

（３）保育後預かりは、事前申込みの他、当日午後２時１５分までにお迎えがない場合は、事前申込みがなくても預かり保育利用として園児を預かります。（費用が発生します）また、午後３時１５分までにお迎えがない場合も同様です（午前保育は午前 11 時 15 分）。

（４）午前保育の保育後預かりを希望する場合は、給食センターへの給食発注の関係上、７日前の午後６時までに申込みをしてください。

（５）月額保育料金の中で休日保育を利用する場合は、別に安平町からの保育認定を受ける必要があります（その場合、上記の休日保育料はかかりません）。

◆休日保育は、休日に就労している方が対象です。
◆平日に週休日を１日、設けることになります。

（６）保育短時間利用の３歳児～５歳児は、午後３時 15 分以降が一時預かりの対象になります（前ページ表の「保育後預かり②」の部分）。

●利用料未納の場合は、次回の利用ができません。

※1　はやきた子ども園、はやきたゆきだるま保育園及び、準備教室どれみをご利用の方の一時預かり「登録料」は必要ありません。

※2　一時預かり「登録料」は初回利用料金と一緒に徴収します。２回目以降の利用は、利用料のみとなります。

※3　一時預かり「登録料」は、保険料に充当し、有効期限は初回利用日から施設の運営年度末（３月 31 日）まで。また、新年度（４月１日）以降の利用時には新年度分の「登録料」が必要となります。

※4　「はやきたヴィレッジ」は、はやきた子ども園、はやきたゆきだるま保育園、準備教室どれみ等の総称。

プレ教室「どれみ」

スムーズな３歳児入園へむけて子育て支援事業の一環として２歳児入園準備教室、プレ教室「どれみ」を開設しています。

対　象　　２歳児

曜　日　　週２回月・木曜日（年間 70 回）　※行事等により変更することがあります。

人　数　　18 名

費　用　　3,000 円（月額）　※行事費、教材費、遠足代等含む

送迎バス　　1,000 円（月額）　※対象は苫小牧からの通園に限ります

この情報に関するお問い合わせ先

教育委員会　学校教育グループ
電話番号　0145-29-7036
メールアドレス　kosodate-tantou@town.abira.lg.jp

未来を育てる

○おいわけ子ども園

おいわけ子ども園について

同園は、平成 29 年４月より、これまで安平町追分地区に根ざした歴史ある３園（旭保育園・追分保育園・追分幼稚園）を統合し誕生しました。

それぞれの長所や特色を残しつつ、教育保育の質を高めるため、新たな試みにも挑戦し、質の向上を図っています。また、保護者、地域、学校運営協議会、その他の関係機関と連携し、地域の子ども達は地域で育てるという意識を持ってもらい、地域一丸となって保育に参加できるよう取り組んでいます。

おいわけ子ども園の概要

前身を含め昭和６年から保育園を運営してきた実績ある法人！！

園名	社会福祉法人　追分福祉会 公私連携幼保連携型認定こども園　おいわけ子ども園
所在地	〒059-1911　北海道勇払郡安平町追分本町６丁目５４番地
連絡先	０１４５－２５－３４３９
設置者	社会福祉法人　追分福祉会
認可定員	90 名（変更する可能性があります）

クラス編成

年齢	クラス名	編成
０・１歳児	ぽっぽ組	保育所の３歳未満児クラス
２歳児	めろん組	
３歳児	ひまわり組	保育所、幼稚園混合クラス
４歳児	なのはな組	
５歳児	すいれん組	

保育時間

事　　業	時　　間
保育所（保育標準時間）	午前７時から午後６時まで
保育所（保育短時間）	午前８時 30 分から午後４時 30 分まで
幼稚園	午前９時から午後１時 30 分まで
預かり保育	午前７時から午前８時 30 分まで 午後１時 45 分から午後６時まで 午前 11 時 30 分から午後６時まで

延長保育	保育標準時間	午後６時から午後７時まで
	保育短時間	午前７時から午前８時 30 分まで 午後４時 30 分から午後７時まで

保育料以外に必要な費用について

◎ **入園時**

・カラー帽子　1,100 円（全園児）

◎ **毎月の納入金**

	幼稚園 （１号認定） ３歳～5 歳	幼稚園 （１号認定） 満３歳児	幼稚園（１号認定） ３歳～5 歳 ◎町外から	保育所 （２号認定） ３歳～5 歳	保育所 （３号認定） ０歳～2 歳
給食代	3,470 円	2,990 円	3,470 円	5,990 円 （土曜保育を利用した場合 1,110 円）	-
PTA 会費	１家庭 250 円				

３歳以上児	教材費　300 円
３歳未満児	衛生費　200 円

※保育料は、「保育料（各園共通）」ページをご覧ください。

→　０歳～2 歳の給食費は保育料に含まれます。　※上記費用のうち給食費は、令和７年度基準です。年によって変動します。

※３歳～５歳の給食費は、町民税課税状況により、一部免除される場合があります。

実費経費

□一時預かり（旧預かり保育）/休日保育の利用料
□任意参加イベントの会費等
※ 遠足、行事、暖房、バスに関する費用は、すべて保育料に含まれます。
※ 実費経費は、翌月の保育料引落の際に、保育料と一緒に引落します。

一時預かり保育について

	早朝預かり	保育後預かり①	保育後預かり②	午前保育の保育後預かり	一時預かり①	一時預かり②
対象	幼稚園利用の３歳児～5 歳児				10 か月以上（離乳食完了）から就学前までの幼児	
時間	午前７時～午前８時 30 分	午後 1 時 45 分～午後５時	午後５時～午後６時	午前 11 時 30 分～午後６時	午前８時 30 分～午後１時 30 分	午前７時～午後６時
料金	１時間まで 200 円 1 時間超 300 円	１時間まで 100 円 2 時間まで 200 円 2 時間超 300 円	200 円	４時間まで 400 円 4 時間超 500 円	900 円 ３歳以上児 600 円	1,900 円 ３歳以上児 1,100 円
申込	不要	前日午後６時まで		２週間前まで	１週間前まで	
支払	翌月の保育料引落の際に、保育料と合わせて引落				利用時に現金支払い（在園児は翌月引落）	

（１）利用時間は玄関の iPad にて登園確認をした時間を基準にして確認します。

（２）幼稚園利用児が教育日の午前８時３０分前に園児を送ってきた場合、早朝預かりとして利用料が発生します。早朝預かり利用の場合は、先生に声を掛けて園児を預けてください。

（３）保育後預かりは、事前の申し込みが必要ですが、当日午後１時４５分までにお迎えがない場合は、事前申込がなくても預かり保育利用となります（費用が発生します）。

（４）午前保育の保育後預かりを希望する場合は、給食を提供しますので、食材発注の関係上、２週間前までに申し込みください。

（５）月額保育料金の中で休日保育を利用する場合は、別に安平町からの保育認定を受ける必要があります（その場合は、上記の休日保育料はかかりません）。

延長保育について（保育園部対象）

	早朝延長	保育後延長（短時間）	保育後延長（標準時間）
対象	短時間		標準時間
時間	午前７時～ 午前８時 30 分	午後４時 30 分～ 午後７時	午後６時～午後７時
料金	100 円/30 分		
申込	不要	月初め１日～５日までは３日前まで ６日以降は１週間前まで	
支払	翌月の保育料引落の際に、保育料と合わせて引落		

（１）就労・通勤等で保育を必要と認められる方のみの利用とします。
（２）延長保育利用の園児にはおやつを提供します。
（３）利用時間は、iPad にて登園確認をした時間を基準にして確認します。
（４）延長保育のお迎えは午後７時までを厳守してください。
（５）午後７時までのお迎えを厳守できない場合は、延長保育の利用をお断りすることがあります。
（６）延長保育を申込されていない方でも、通常の保育時間までにお迎えがない場合は、延長保育料が発生します。

この情報に関するお問い合わせ先

教育委員会　学校教育グループ
電話番号　0145-29-7036
メールアドレス　kosodate-tantou@town.abira.lg.jp

○はやきたゆきだるま保育園

はやきたゆきだるま保育園について

保育方針として「一人ひとりに寄り添う」「小さなケガをたくさんして、大きなけがを防ぐ」「「育ての親」のお手伝い」「「育てる」のではなく「育つ」もの、「育ち合う」もの」としており、遊びを中心とした保育と応答的な関り、はだし保育や外遊びを実施しています。

はやきたゆきだるま保育園の概要

園名	
所在地	〒059-1501　北海道勇払郡安平町早来大町１５６番地３３
連絡先	０１４５－２２－２５１０
設置者	学校法人リズム学園
認可定員	１２名（変更する可能性があります）

保育時間

事　　業	時　　間
保育所（保育標準時間）	午前７時から午後６時まで

保育料以外に必要な費用について

◎ **おむつ代**

	通常期	短時間利用認定者	トレーニング期
おむつ代	3,200 円	2,400 円	各半額

保護者の登降園時の負担を考慮し、おむつ等の持参はお願いせず、園で用意します。使用済みのおむつも持ち帰らず、園で処分します。

トイレトレーニング時期などでおむつの使用量に変化が出てきたときは、保護者と相談しながら別料金設定への移行になります。

◎ **その他の実費経費**

PTA 会費 2,400 円（年額 2,400 円を初回徴収の際に納入していただきます。年度途中入園の場合は、月割計算で徴収します。）

◎ **毎月の納入金**

	保育所（3 号認定） 0 歳～2 歳
給食代	-
合　計	保育料のみ

※保育料は、「保育料（各園共通）」ページをご覧ください。

→　0 歳～2 歳の給食費は保育料に含まれます。

◎ **諸経費の納入方法**

□毎月の保育料は、保護者の指定口座より自動引き落としで納付いただきます。
□自動引き落としは、毎月 27 日翌月分の保育料が引き落とされます。
□保育日数（出席日数が月の半分以下等）による保育料の減額はありません。
□保育料を 3 か月以上滞納された場合、幼稚園利用の場合は退園、保育園利用の場合は「子ども・子育て支援法」の規定に基づく滞納処分として、町により財産の差押えを執行し、滞納保育料および延滞金に充てることになります。必ず納期限までに納付してください。

○保育料（両園共通）

保育料の決め方

4月～8月	9月～3月
前年度の市町村民税所得割額に基づく保育料 **前々年の１月～12 月までの収入等に基づき決まります。**	現年度の市町村民税所得割額に基づく保育料 前年の１月～12 月までの収入等に基づき決まります。

毎年６月頃に職場から渡される「給与所得等に係わる住民税（市・道民税）特別徴収税額の決定・変更通知書」（下記参照）に記載されています。※住宅借入金等特別控除など、税額控除がある場合は別途お尋ねください。

給与所得等に係わる市町村民税特別徴収額の決定・変更通知書（例）

幼稚園（１号認定）※幼児教育無償化により、全員無料
※別途給食費がかかります。

保育所（２・３号認定）※第２子半額、第３子無料

３歳未満児の安平町での保育料は、国が定める額の“半額”にしています。
３歳以上児の安平町での保育料は、幼児保育無償化により全員無料です（別途給食費がかかります）。

階層区分	３歳未満児		３歳児		４歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
①生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
②町民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
③町民税所得割課税額 48,600 円未満	9,750	9,650	0	0	0	0
④町民税所得割課税額 97,000 円未満	15,000	14,800	0	0	0	0
⑤町民税所得割課税額 169,000 円未満	22,250	21,950	0	0	0	0
⑥町民税所得割課税額 301,000 円未満	30,500	30,050	0	0	0	0
⑦町民税所得割課税額 397,000 円未満	40,000	39,400	0	0	0	0
⑧町民税所得割課税額 397,000 円以上	52,000	50,810	0	0	0	0

※子ども園同時在籍の児童がいる場合、第２子半額、第３子以降は無料になります。

○母子家庭等、在宅しょうがい者（児）への軽減について

階層区分	３歳未満児		３歳児		４・５歳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
②町民税非課税世帯	０円	０円	０円	０円	０円	０円
③所得割課税額 48,600 円未満	4,500 円	4,500 円	０円	０円	０円	０円
④所得割課税額 97,000 円未満の一部（所得割課税額 77,101 円未満の世帯）	4,500 円	4,500 円	０円	０円	０円	０円

※上記階層区分の世帯については、第２子以降は０円になります。

一定額以下の方は、
小学生以上の方も含めます。

○多子軽減について（３歳児以上）

階層区分	範囲	人数・金額
②町民税非課税世帯	年齢制限なし	第２子は 1/2 の額 第３子以降は０円 ただし、階層②の 第２子は０円
③所得割課税額 48,600 円未満		
④所得割課税額 97,000 円未満の一部 (所得割課税額 57,700 円未満の世帯)		
上記以外	小学校就学前まで	

○多子軽減について（３歳未満児）

階層区分	範囲	人数・金額
②町民税非課税世帯	年齢制限なし	第２子以降は０円
③所得割課税額 48,600 円未満		
④所得割課税額 97,000 円未満		
⑤所得割課税額 169,000 円未満		
上記以外	小学校就学前まで	第２子は 1/2 の額 第３子以降は０円 ただし、階層②の 第２子は０円

幼稚園／保育所共通事項

・母子世帯等や多子軽減に該当する世帯へは、自動的に保育料を軽減します。申請は不要です。

・保育料は、世帯収入およびお住まいの自治体によって異なります。安平町外から入園する場合は、お住まいの自治体へお尋ねください。

・町民税所得割課税額は、保護者の合計額で計算します。例えばひとり親の場合でも、祖父母の方が同居しているときは、その同居者の課税額を合計して計算する場合があります。

・保育料は、今後変更となることがあります。

この情報に関するお問い合わせ先

教育委員会　学校教育グループ
電話番号　0145-29-7036
メールアドレス　kosodate-tantou@town.abira.lg.jp

○子ども発達支援センター

・お友達とうまく遊べなくて…
・うちの子の言葉、ちょっと遅いのかしら？（発音・吃音）
・行動面でちょっと気になるわ（多動で落ち着きがない・自閉傾向がある）
・運動面に少し遅れがあるのかしら？（不器用・感覚過敏、鈍麻）

このような心配のある子どもの発達に合わせて、集団や個別の中で遊びを通じて成長を助け、お母さん、お父さんを応援します。

まずは安平町こども家庭センターに相談しましょう！

この情報に関するお問合せ先

安平町こども家庭センター（健康福祉課　健康推進グループ）
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp
安平町子ども発達支援センター（健康福祉課　福祉グループ）
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○子育て支援センター

子どもと一緒に季節の制作をしたり、おもちゃで自由に遊んだり。また、お母さん同士気軽に情報交換をして親子のふれ合いをサポートしています。

毎日の子育てにちょっと一息。そんな場としてご利用ください。

《事業紹介》　　リサイクル交換会、運動会、季節の制作、クリスマス会など

実施者

子ども園運営法人

場　所

【早来地区　子育て支援センター】

早来大町１５６番地３３　はやきた子ども園２階　　℡０１４５－２２－２５１０

【追分地区　子育て支援センター】

追分本町６丁目５４番地　おいわけ子ども園２階　℡０１４５－２５－３４３９

利用料

無料

この情報に関するお問い合わせ先

教育委員会　学校教育グループ
電話番号　0145-29-7036
メールアドレス　　kosodate-tantou@town.abira.lg.jp

○児童センター・児童館

健全な遊び、体力増進指導、子どもの自主（創作）活動の拠点として、異学年交流や世代間交流、地域交流事業を行うため、児童厚生員が指導にあたります。

平成 29 年４月より、子ども園を実施する法人に運営をお任せすることとなりました。これにより、各種交流事業をより一層推進していきたいと考えています。

実 施 者

子ども園運営法人

場　　所

【早来地区　児童センター】

早来大町１５６番地３３

はやきた子ども園１階　　℡０１４５－２２－２５１０

【追分地区　児童館】

追分本町６丁目５４番地

おいわけ子ども園２階　℡０１４５－２５－３６７３

利 用 料

無料

利用時間

午前９時～正午　　午後１時～午後６時

※児童生徒は放課後から学校が指定する帰宅時間までとし、夏休み等長期休暇期間の利用は別にお知らせします。
※幼児の利用は保護者同伴です。

この情報に関するお問い合わせ先

教育委員会　学校教育グループ
電話番号　0145-29-7036
メールアドレス　kosodate-tantou@town.abira.lg.jp

○放課後児童クラブ

小学校６年生までの児童で、放課後帰宅しても保護者が就労等でいない留守家庭を対象に申し込みによる登録制でお預かりしています。

平成 29 年４月より、子ども園を実施する法人に運営をお任せすることとなりました。これにより、児童センター・児童館と子ども園との一体的な活動の推進を期待しています。

実 施 者

子ども園運営法人

場　　所

【早来地区　児童センター】

早来大町１５６番地３３

はやきた子ども園１階　　℡０１４５－２２－２５１０

【追分地区　児童館】

追分本町６丁目５４番地

おいわけ子ども園２階　℡０１４５－２５－３６７３

利 用 料

無料（朝の利用時間を延長する場合は、有料）

利用時間

平日、学校終了時　～午後６時

土、春季・夏季・冬季休業　　午前８時～午後６時

この情報に関するお問い合わせ先

教育委員会　学校教育グループ
電話番号　0145-29-7036
メールアドレス　　kosodate-tantou@town.abira.lg.jp

○放課後学習支援「まなび～」

放課後帰宅しても保護者が就労等でいない留守家庭の児童を対象に、学習の習慣づけ等を支援します。

対象者

放課後児童クラブ利用者

内　容

放課後に各クラブへ到着後、30 分程度学習の時間を設けています。

この情報に関するお問い合わせ先

教育委員会　学校教育グループ
電話番号　0145-29-7036
メールアドレス　　kosodate-tantou@town.abira.lg.jp

《その他の子育て関連施設や事業》

○子どもを預かって欲しいとき【町内の子育てサークル】

「仕事がある…」「用事ができて…」など子どもを預ける事が出来なくてお困りの方、「ありす」が一時的にお預かりします。

こんなときにご利用ください

・仕事があるけど子どもを見る人がいない　・急な用事ができた
・学校行事がある　・病院に行く　・残業がある　　など

対象年齢

０歳～小学３年生くらいまで

時　　間

午前８時～午後６時

料　　金

最初の１時間５００円、以降３０分２００円

場　　所

公共施設、依頼者宅、サポーター宅　など

申し込み・お問い合わせ

青木　℡0145－22－3966（自宅）　℡080-5586-1133（携帯）

川崎（会長）　0145－22－4587（自宅）

・時間、年齢など上記以外でも対応できる事がありますのでご相談ください。

・個人託児の場合は、子ども一人に対して、サポーター１名が託児を行います（兄弟がいる場合は、料金も含めて相談に応じます）。

・預かる時間により、おやつ・お弁当を持参していただきます。

・場所により若干の交通費がかかる場合があります。

・万が一に備えて、全員グループ活動総合保障保険に加入しています。料金には保険料等も含まれます。損害賠償等は保険支払い額範囲内となります。

・利用日の３日以上前には予約をお願いします。緊急の場合は当日も受け付けします。

※サポーターの都合がつかない場合には、託児をお断りすることもありますのでご了承ください。

この情報に関するお問合せ先

教育委員会　社会教育グループ
電話番号　0145-29-7036
メールアドレス　sk-kyouiku@town.abira.lg.jp

○はじめて出会う絵本　～ブックスタートについて～

赤ちゃんの体の成長にミルクが必要なように、赤ちゃんのことばと心を育むためには、温かなぬくもりの中でやさしく語り合う時間が必要です。絵本を手にして、赤ちゃんと一緒に楽しい時間を過ごしてみませんか？

「ブックスタート」とは？

ブックスタートとは赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験といっしょに絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つ“きっかけ”をつくる活動です。

安平町では、７・８か月を迎えたすべての赤ちゃんを対象に、絵本をお届しています。

まだ字を読むことや、言葉の意味を理解できない赤ちゃんも、絵本の中の絵を見つめたり、リズムのある言葉を聞いたりと「絵本を読む（read books）」のではなく、大好きな人と楽しいひとときを「分かち合う（share books）」ことができます。

この情報に関するお問合せ先

教育委員会　社会教育グループ
電話番号　0145-29-7036
メールアドレス　sk-kyouiku@town.abira.lg.jp

○早来学園まなびお図書室・追分公民館図書室

開室について

開室時間

- まなびお図書室　午前９時～午後９時
  休室日　年末年始、臨時休室日
- 追分公民館図書室　午前９時～午後６時
  休室日　毎週月曜日、年末年始、臨時休室日

『本を借りるとき』

◇0 歳から図書利用証を作ることができます（まなびお図書室、追分公民館図書室でつくることができます）。

◇本を借りられる期間は２週間です。

◇1 回の貸出冊数は、１０冊までです。

◇図書利用証があれば無人貸出機の利用が可能です。

◇貸し出し中で本がないときは、「予約」ができます。

※Web での予約も可能です。

◇図書室に本がないときは「リクエスト」ができます。

『返すとき』
図書室カウンターに返して下さい。

※早来学園まなびお図書室や追分公民館で借りた本は安平・遠浅両公民館でも返却が可能です。

※お休みのときは図書室前の返却ポストに入れてください。

↓詳細については、下記までお問い合わせください。

【早来学園まなびお図書室】（℡０１４５－２９－７７７５）

【追分公民館図書室】（℡０１４５－２５－２０８３）

この情報に関するお問合せ先

教育委員会　社会教育グループ
電話番号　0145-29-7036
メールアドレス　sk-kyouiku@town.abira.lg.jp

○読み聞かせ会

町内の各団体が読み聞かせをしてくれます。是非お越しください。

ありんこ会

実施日	毎月第２または第３火曜日（予定）
時　間	午前 11 時頃から 15 分程度
場　所	早来地区　子育て支援センター （はやきた子ども園内）

赤ずきん

実施日	毎月第２または第３水曜日（予定）
時　間	午前 11 時頃から 15 分間程度
場　所	追分地区　子育て支援センター （おいわけ子ども園内）

この情報に関するお問合せ先

教育委員会　社会教育グループ
電話番号　0145-29-7036
メールアドレス　sk-kyouiku@town.abira.lg.jp

○安平町学校給食センター

安平町の学校給食センターでは、町内各小・中学校はもとより、はやきた子ども園とおいわけ子ども園にも給食を提供しています。平成 26 年 4 月に供給を開始した同センターでは、アレルギー食にも対応しています。

これからも、安全で安心な学校給食の提供を心掛けていきます。

この情報に関するお問合せ先

学校給食センター
電話番号　0145-23-2300

○小・中学校

満６歳になったら、ランドセルをせおって、晴れて小学校へ入学です。入学への手続き準備、それに伴う各種制度についてご案内します。

就学時健康診断

毎年 10 月中旬までに、新年度に小学校へ入学する予定の子どもの保護者に、就学時健康診断の案内を送ります。健康診断は指定の会場で受けてください。

入学通知書

毎年 1 月下旬に、新年度に小・中学校へ入学する予定の子どもの保護者に、入学通知書を送ります。通知書が届かないときはご連絡ください。

就学費の援助

安平町内の小・中学校に通う児童・生徒の保護者で、経済的にお困りの方に就学費を援助しています。

【認定事由】前年の所得が基準以下で、下記に該当する場合などに対象になります。

1．生活保護法に基づく保護の停止または廃止された。
2．町民税が非課税または減免された。
3．個人事業税が減免された。
4．固定資産税が減免された。
5．国民年金保険料が減免された。
6．国民健康保険税が減免または徴収猶予された。
7．児童扶養手当が支給された。

など、その他経済的に困窮している方は、具体的な理由をもって相談ください。

【援助内容】※支給額は予定であり、変更になる場合があります。

項目	小学校						中学校		
	就学予定	１年	２年	３年	４年	５年	６年	１年	２年	３年
学用品費	51,790 円	11,630 円					57,730 円	22,730 円		
通学用品費	—	2,270 円								
修学旅行費	—					概算支給	実費支給	—	概算支給	実費支給
校外活動費	—	実費支給								
体育実技用具費（スキー）	—	26,500 円						38,030 円		
体育実技用具費（スケート）	—	11,810 円								
学校給食費	—	実費支給								
クラブ活動費	—	実費支給								
生徒会費	—	実費支給								
PTA 会費	—	実費支給								
卒業アルバム代等	—						11,000 円	—		8,800 円

※体育実技用具費は、３年に１度を限度に支給します（授業のある学年のみ支給）。

【認定申請】

援助を必要とする方は、「要保護及び準要保護児童生徒認定申請書（兼世帯票）」に必要書類を添付のうえ、通学している学校に提出してください。

- 新規申請：随時受け付けています。
- 継続申請：毎年２月中の受付となります。

【認定期間】

認定された月の初日から年度末まで（最長４月１日から３月３１日まで）

※認定される月によっては、受けられない援助があります。

災害共済

学校でケガ等をした場合には（独）日本スポーツ振興センターの災害共済の給付を受けることができます。

なお、災害共済の対象となるケガ等については、安平町で実施している医療助成（子ども医療・ひとり親家庭医療・重度心身障がい者医療）の対象外となりますので、ご注意ください。

対　　象

安平町立の小・中学校に在籍している児童・生徒

給付対象

学校の管理下における活動中のケガなどが対象です。

◆　学校などの活動（学校の管理下）となる場合　（例）

- 各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間
- 特別活動中（児童・生徒会活動、学級活動、ホームルーム、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など）
- 部活動、林間学校、臨海学校、夏休みの水泳指導、生徒指導、進路指導など
- 始業前、業間休み、昼休み、放課後

◆　災害共済給付金の対象となる傷病（ケガなど）の範囲

負傷	学校の管理下の事由によるもので、一つの災害につき、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの
疾病	学校の管理下の事由によるもので、初診から治癒までの療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの • 学校給食等に因る中毒　• ガス等に因る中毒 • 熱中症　• 急激な運動に因る疾病 • 溺水　• 心身に対する負担の累積に因る疾病 • 異物の嚥下 • 漆等に因る皮膚炎 • 外部衝撃等に因る疾病 • 負傷に因る疾病

受診方法

・通っている学校に災害共済を申請することをお伝えください。

・医療機関に医療費受給者証を提示せずに受診し、学校などの活動中の傷病であることをお伝えください。

・医療機関で自己負担金を支払い、後日通っている学校などを通じて災害共済給付金を申請してください。

※申請に必要な医療機関の証明は、医師会等の御厚意により無料となっております。

・申請した傷病が対象にならないなど災害共済の給付が受けられない場合には、領収書を添えて町に医療費払い戻しの手続きをしてください。

給 付 額

保険診療の４割分

申請期間

ケガ等の発生から２年以内

転校手続き

【町外からの転入、安平町内で転居したとき】

（１）総合庁舎税務住民課または総合支所住民サービス課での転入届・転居届をします。その際に、前の学校で交付された在学証明書と教科用図書給与証明書を提示してください。

（２）教育委員会から入学通知書が発行されますので、在学証明書・教科用図書給与証明書と併せて指定された学校に提示してください。

【町外に転出するとき】

（１）今までの学校で在学証明書・教科用図書給与証明書の交付を受け、総合庁舎税務住民課または総合支所住民サービス課で転出届をします。

（２）転出先の市町村で手続きをしてください。

この情報に関するお問合せ先

教育委員会　学校教育グループ
電話番号　0145-29-7036
メールアドレス　gk-kyouiku@town.abira.lg.jp

○ＡＬＴ派遣事業

安平町では、外国語授業において、言語や文化、英語を使ってのコミュニケーション能力を育むため、ＡＬＴ（外国語指導助手）を派遣しています（小・中学校・子ども園・追分高等学校）。

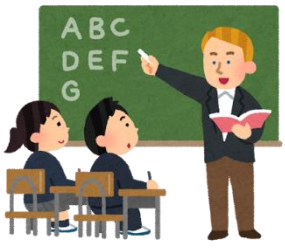

この情報に関するお問合せ先

教育委員会　学校教育グループ
電話番号　0145-29-7036
メールアドレス　gk-kyouiku@town.abira.lg.jp

○奨学金制度

経済的な理由により、高校や大学などへの進学が困難な方に対して、奨学金を支給しています。

申請期間

毎年４月中の受付となります（年度途中の募集はありません）。広報４月号において周知します。

支給対象

安平町内に在住する方のお子さんで、高等学校、高等専門学校、大学または専修学校（専門課程）に在学する学業優秀、品行方正で学資の支払いが困難と認められる経済的理由のある生徒の方を対象（募集は若干名）。

支給内容

区分	範囲	支給期間	返済方法
高等学校	6,000 円	1 年間（継続申請により最大で正規の最短就学年限）	返済義務なし
専修学校（専門課程）	12,000 円		
大学	12,000 円		

この情報に関するお問合せ先

教育委員会　学校教育グループ
電話番号　0145-29-7036
メールアドレス　gk-kyouiku@town.abira.lg.jp

《子どもの心身の健康のために》

○夜間急病になった時の電話の相談（北海道小児救急電話相談）

夜間、子どもの急な病気や事故などのとき、どのように対応すればよいか、医療機関にかかる必要があるかなどについて、電話で看護師がアドバイスをします。

電話番号　011-232-1599　（いーこきゅうきゅう）

（家庭の電話でプッシュ回線・携帯電話を利用の場合：**短縮ダイヤル#8000**）

※ＩＰ電話、ひかり電話およびＰＨＳの場合、短縮ダイヤルは使えません。

電話相談受付時間　毎日　夜７時～翌朝８時まで

午後７時～午後 11 時　道内の小児科医・看護師が対応

午後 11 時～午前８時　コールセンター（道外の小児科医・看護師）が対応

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課　健康推進グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○休日や夜間に急な発熱や腹痛が起きたら

休日や夜間の子どもの急な病気のとき、苫小牧市夜間・休日急病センターを利用できます。診察の結果、当番医が大きな病院へ転送が必要と判断したときは王子総合病院や苫小牧市立病院へ行きます。なお、かかりつけ医からあらかじめ指示が出ているときはその指示に従いましょう。

医療機関名

苫小牧市夜間・休日急病センター

住所　苫小牧市旭町２丁目９―２　　電話番号　0144-32-0099

診療科目

内科・小児科

診療時間

平　日　　夜７時 ～ 翌朝７時

土曜日　　午後２時～翌朝７時

日祝日　　午前９時～翌朝７時

１２月３０日　　午後２時～翌朝７時

１２月３１日　　午前９時～翌朝７時

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課　健康推進グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○町内の病院案内

院名・（診療科目）・電話番号・住所	診察時間・休診日
医　　科	
医療法人社団　並木会　渡邉医院 （内科・小児科・外科・皮膚科） TEL　0145-22-2250 安平町早来大町 116 番地４	月～土　午前９時～午後0時 20 分 月～金　午後２時～午後５時 30 分 休診日　水曜日（午後）・日曜日・祝日
社会医療法人平成醫塾　あびら追分クリニック （内科・消化器内科・呼吸器内科・小児科・放射線科） （その他月１～2 日程度　眼科・整形外科・循環器内科・皮膚科・　小児科診療あり） TEL　0145-25-2531 安平町　追分本町１丁目 43 番地	月～金　午前9時～12 時 午後1時 30 分～4時 30 分 土（第一土曜日のみ）午前9時～12 時 休診日　第2以降の土曜日・日曜日・祝日
歯　　科	
日野歯科 TEL　0145-22-4182 安平町早来大町 112 番地１	月～金　午前９時～正午 午後２時～午後６時 休診日　土曜日・日曜日・祝日

ひまわり歯科医院 TEL　0145-26-6480 安平町追分本町５丁目 60 番地	月～金　午前９時～午後１時 月～金　午後２時 30 分～午後６時 30 分 土曜日　午前９時～午後１時 休診日　土曜日（午後）・日曜日・祝日
早来ファミリー歯科クリニック TEL　0145-22-4649 安平町早来栄町 29 番地１	月火木金　午前９時～午後０時 30 分 月火木金　午後２時～午後６時 休診日　水曜日、土曜日・日曜日・祝日

身近なところに

かかりつけ医

かかりつけ歯科医

がいると安心です。

町内の医療機関を利用しましょう。

特記事項

赤ちゃんのからだの変化は、予知することができません。そんなとき、あわてずに落ち着いた対処が赤ちゃんを救う結果につながります。緊急時の連絡先など(主治医や病院の電話番号)はいつでもわかるところにメモしておきましょう。また、母子健康手帳・健康保険証・診察券などはひとまとめにし、いつも持ち歩けるようにしましょう。ある程度の現金も一緒にしておくと便利です。

この情報に関するお問合せ先

健康福祉課　健康推進グループ
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

○子どもへの虐待

近年、地域の人々とのつながりが薄い、核家族化が進むなどして、子育てへの協力や心のよりどころが得られないお父さん、お母さんが増えています。さまざまな要因が重なり、精神的につらい思いを抱えているお父さん、お母さんの不安を取り除き、子どもの健やかな成長の為の養育環境を一緒に考えていきます。

子どもへの虐待って何？

親などの養育者が、子どもに身体的な危害を加える、きちんとした養育を行わないなどして、子どもの心と身体に傷をつけ、健やかな成長をそこなうことです。

虐待はなぜ起きるの？

しつけのために体罰は必要との考えちがいもあります。でも、だれしもかわいいわが子を傷つけたいとは思いません。子どもの虐待はどの家庭でも起こりうる問題なのです。多くの親は虐待している自分自身に悩み、やめたいと苦しんでいますが、だれにも打ち明けられずにいるのです。

子どもの虐待は、社会全体の問題です。

子どもがSOSの声をあげるのは、一定の年齢以上でなければできません。周囲の大人が通告しなければ、そのままの状態です。

そのため、児童福祉法において「発見した者は通告しなければならない」とされています。通告を受けた機関は、通告者の秘密を守り、子どもに何が起きているのか調査し、対応します。

児童福祉法が改正され、児童虐待の未然防止や早期発見のため市町村にも相談窓口を設置することになりました。ひとりで不安を抱え込まずに、お電話ください。

虐待の種類

■身体的虐待

身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為をいいます。

■性 的 虐 待

子どもにわいせつな行為をすること、させる行為をいいます。

■ネグレクト　（養育の怠慢・拒否）

適切な食事を与えない・汚れた衣服を着続けさせる・家に閉じこめる・病気になっても医者に診せないなど、養育に不適切な関わりや怠慢、無関心をいいます。

■心理的虐待

言葉による“おどし”・無視・拒否的な態度のほか、家庭内での配偶者に対する暴力など、子どもの心を著しく傷つける行為をいいます。

通報・連絡および相談

☆室蘭児童相談所苫小牧分室

電話：０１４４－６１－１８８２

０１４４－６１－１８８３（夜間）

☆安平町こども家庭センター（健康福祉課　福祉グループ）

電話０１４５－２９－７０７１

※生命に危険がある場合は１１０番通報してください。

この情報に関するお問い合わせ先

安平町こども家庭センター（健康福祉課　福祉グループ）

電話番号　0145-29-7071

メールアドレス　shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○安平町要保護児童対策地域協議会

児童虐待は子どもの発達において悪影響を及ぼすだけでなく、いじめ、不登校、非行問題と密接に関連するケースが少なくないことから、これらの問題と合わせて未然防止、早期発見に努めるとともに、子どもの成長に対応した適切な支援やアフターケアなど長期的な視点で取り組むことが望まれます。

子ども園、学校、警察、民生委員など様々な地域機関がネットワークを結び、適切な支援のための連携、協力を図ることが求められます。

安平町では、被虐待、非行、いじめ、不登校などいわゆる要保護児童の問題対策として地域協議会を立ち上げ、安平町こども家庭センターが事務局となり、地域ぐるみで未来を担う子どもたちの生命・安全を見守る対策を行っていきます。

この情報に関するお問い合わせ先

安平町こども家庭センター（健康福祉課　福祉グループ）

電話番号　0145-29-7071

メールアドレス　shougai-tantou@town.abira.lg.jp

○子育て・教育・子どもに係わる相談

☆安平町こども家庭センター

妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に応じ、安心して妊娠期から子育て期までを過ごせるよう、切れ目のない支援を行う「安平町こども家庭センター」を健康福祉課内に設置しています。子どもの虐待に関することを妊娠期から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談にも応じています。

不安なことや悩みがあるときには、いつでもご相談ください。

【例えばこのようなときはご相談ください】

妊娠期：始めての妊娠で不安がいっぱい。妊娠中に参加できる教室はあるの？出産準備にどんなものが必要かな？

子育て期：赤ちゃんの体重増加が不安。身近に協力者がいない。こどもが順調に成長しているか心配。

【相談方法】

妊娠期：母子手帳交付時に保健師がすべての妊婦さんと面談し、妊婦さんの体調や不安なことが無いかなどをお話させていただきます。継続した支援を希望される妊婦さんには、その後も電話や来所での相談をお受けします。

出産後：赤ちゃんが生まれたら、すべてのお宅に保健師が訪問し、赤ちゃんや産婦さんの健康状態の確認や育児のアドバイスをさせていただきます。継続した支援を希望される方には、その後も電話や来所での相談をお受けします。

子育て期：離乳食の進め方や、お子さんの成長や発達についてなど、さまざまなご相談に応じます。

【プランの作成】

安心して出産や育児をするために、利用したいサービスや希望の支援、ご自身で取り組むセルフケアを一緒に考え、希望者にはプランを作成します。こども家庭センターではプランに基づいて継続的に妊娠・出産・子育てをサポートします。

安平町こども家庭センター（健康福祉課　福祉グループ・健康推進グループ）
電話番号　0145-29-7071
メールアドレス　shougai-tantou@town.abira.lg.jp
メールアドレス　hoken@town.abira.lg.jp

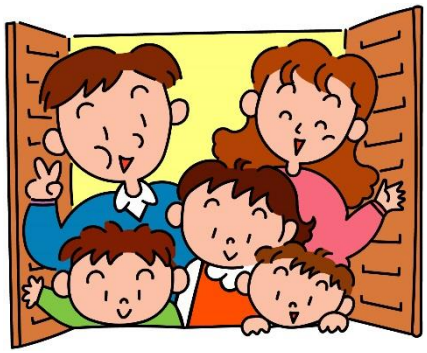

平成２５年７月　発行
令和７年６月　改訂

【作成】

安平町こども家庭センター（健康福祉課　福祉グループ・健康推進グループ）
℡０１４５－２９-７０７１